

令和4年5月24日

第112回 神戸市個人情報保護審議会

新たに個人情報等を電子計算機
処理することについて
(報告)

新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）

【神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号，類型事項（答申 910 号）別紙 1（条例第 11 条第 1 項）及び別紙 2 に基づく報告事項】

システム名（事業名）	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
一元的な輸出証明書発給システム	輸出促進法（令和元年法律第 57 号）第 15 条に基づく輸出証明書の申請、発給をワンストップで行うことができるシステム。国が開発したシステムを神戸市が LG-WAN 経由で利用する。	令和 4 年 4 月 1 日	健康局食品衛生課
けんしん予約 All in One「AITEL」	がん検診等の委託先が使用する、市民からの検診等の予約受付を行うシステム。自治体から提供するデータを用いて判定を行い、受診可否を明らかにした上で受付を行う機能を持つ。	令和 4 年 4 月 1 日	健康局健康企画課 福祉局国保年金医療課
被災者生活再建支援システム（Biz ひかりクラウド版）	住記データと家屋データの位置情報に基づくデータを作成し、災害発生時の住家被災状況の調査・登録や罹災証明書発行を行うシステム。これまで利用していたオンプレミス版のシステムをクラウド版に移行させる。	令和 4 年 4 月 1 日	危機管理室
電子契約システム	各種契約書を電子上にアップロードし、契約当事者間で電子署名を施すことで、神戸市と第三者が真正な電子契約書を締結することができるシステム。	令和 4 年 3 月 28 日	企画調整局デジタル戦略部

システム名（事業名）	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
デジタル教科書ビューア 「まなビューア」 「みらいスクールプラッ トフォーム」 「超教科書」 「Lentrance」 「ことまなビューア」	文部科学省が令和4年度に実施する「学習者用デジタル教科書実証事業」において、本市の全小学校・中学校の児童生徒が操作、閲覧、書き込み（フリーハンド描画、ふせんなど）を行うことができる「デジタル教科書ビューア」を導入する。	令和4年4月1日	教育員会事務局学校 支援部学校経営支援 課
補助循環装置 IMPELLA CONNECT	医療者が IMPELLA 補助循環器用ポンプカテーテルの作動状況、アラート状況を院内・院外を問わず、確認ができるシステム。緊急時対応用として導入する。	令和4年3月28日	地方独立行政法人神 戸市民病院機構 法人 本部経営企画室
GIGA スクール構想 ×SPORTS	クラウド利用の「Alpha（アルファ）」を活用し、児童生徒が自分の学習用パソコンを使い、運動記録を入力・確認できるシステム。導入により、児童生徒の運動意欲向上、体力アップに向けた運動の習慣化を図る。	令和4年4月1日	教育委員会事務局学 校教育部教科指導課
スマートシティポータル システム	市民向けWEBサイト「スマートシティポータル」を構築・運用するためのシステム。アクセンチュア社のDCPサービスを利用して基本機能であるWEBサーバー、CMS、ユーザー管理等の機能を構築する。	令和4年3月28日	企画調整局つなぐラ ボ

システム名（事業名）	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
保険証アップロードシステム	患者が病院を直接訪問することなく診療を受けるケースが増加していることを踏まえ、スマホや PC を利用して自宅などから保険証画像を病院に送信することを可能にすると同時に、受け取った保険証画像の管理を行うシステム。	令和 4 年 3 月 30 日	地方独立行政法人神戸市民病院機構 法人本部経営企画室
要保護児童等に関する情報共有システム	令和 3 年度より国が導入した LGWAN 上でサービスを提供する、Web 形式のサーバシステム「要保護児童等情報共有システム」に児童記録票の各項目の情報を記録し、自治体間での情報共有を行う。	令和 4 年 4 月 1 日	こども家庭局家庭支援課
特別支援教育課業務についての全庁ファイルサーバ利用	特別支援教育課における教育相談、学級編成、特別支援教育就学援助、教育課程・教科書、支援・医療的ケア支援、進路、特別支援改修備品業務について全庁ファイルサーバを利用する。	令和 4 年 4 月 1 日	教育委員会事務局学校教育課特別支援教育課

(様式4)

神健食第 1935 号
令和 4 年 3 月 15 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造


神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

一元的な輸出証明書発給システム

2 システムの概要

輸出促進法（令和元年法律第 57 号）第 15 条に基づく輸出証明書の申請、発給をワンストップで行うことができるシステム。インターネット技術を利用した Web システムであり、クラウドを利用するもの。地方公共団体は、LG-WAN 経由で通信対応。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

健康局食品衛生課

(様式3)

企デ第 4659 号の 2
令和 4 年 3 月 10 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

一元的な輸出証明書発給システム

2 システムの概要

輸出促進法 (令和元年法律第 57 号) 第 15 条に基づく輸出証明書の申請、発給をワンストップで行うことができるシステム。インターネット技術を利用した Web システムであり、クラウドを利用するもの。地方公共団体は、LG-WAN 経由で通信対応。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 4 年 4 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

健康局食品衛生課

業務サービスの通信経路

本システムの業務アプリケーションを利用する際の、主要な通信経路(論理図)を「図 0-1 通信経路(論理図)」に示す。

- ・インターネット経由利用者: セキュリティのため DDoS 対策機能(DDoS Protection)、IPS/IDS、WAF、FW を経由して、Web サーバーに接続する。
- ・農林水産省統合ネットワーク経由利用者: セキュリティのため WAF、FW を経由して Web サーバーに接続する。

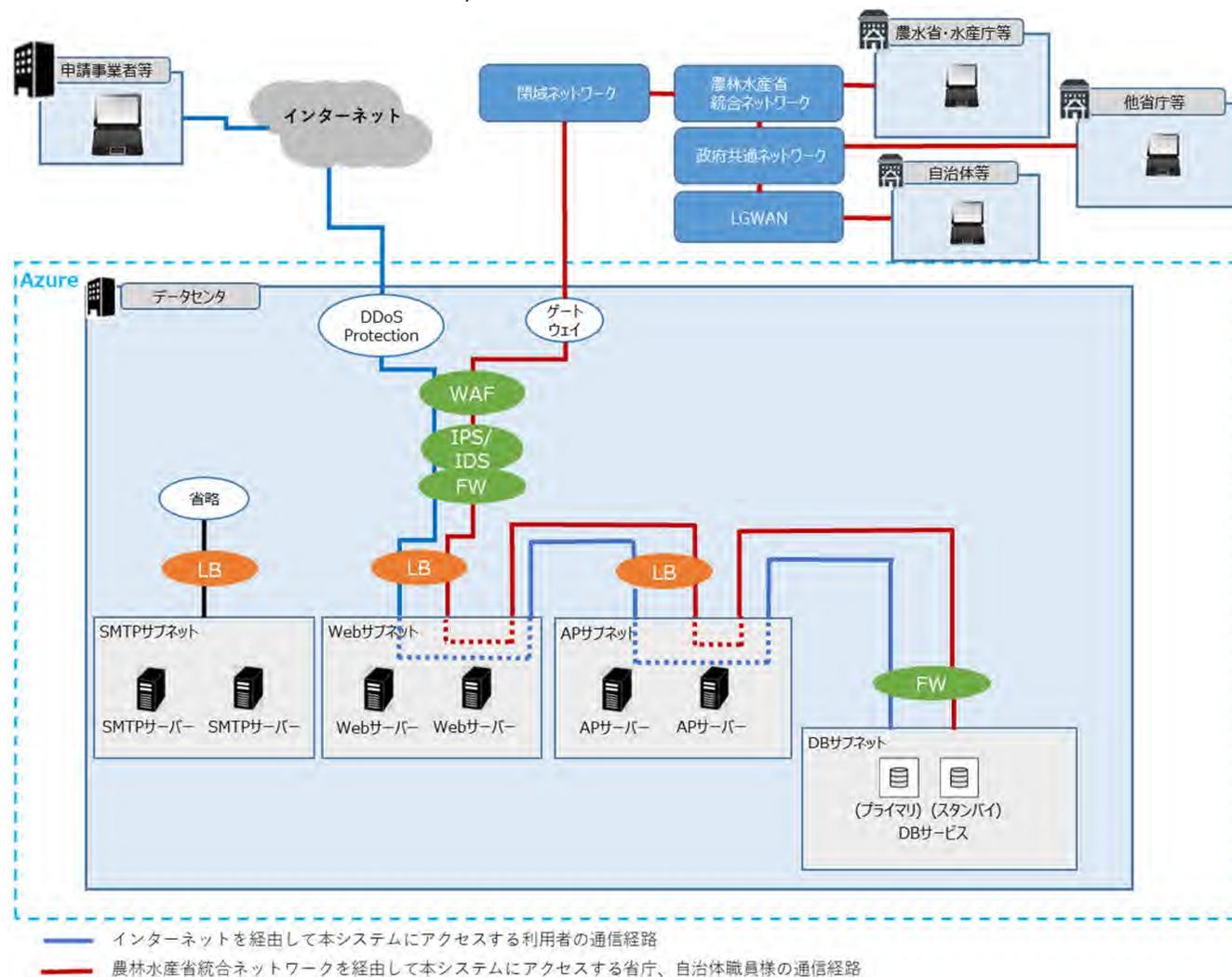


図 0-1 通信経路(論理図)

(様式4)

健健第 2853 号
令和 4 年 3 月 25 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

けんしん予約 All in One 「AITEL」

2 システムの概要

（株）両備システムズが開発した、市民からの検診等の予約受付業務を代行するシステム。自治体から提供するデータを用いて判定を行い、受診可否を明らかにした上で受付を行う。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月 1 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

健康局健康企画課

福祉局国保年金医療課

(様式3)

企デ第 4774 号の 2
令和 4 年 3 月 17 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

けんしん予約 All in One 「AITEL」

2 システムの概要

(株)両備システムズが開発した、市民からの検診等の予約受付業務を代行するシステム。自治体から提供するデータを用いて判定を行い、受診可否を明らかにした上で受付を行う。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 4 年 4 月 1 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

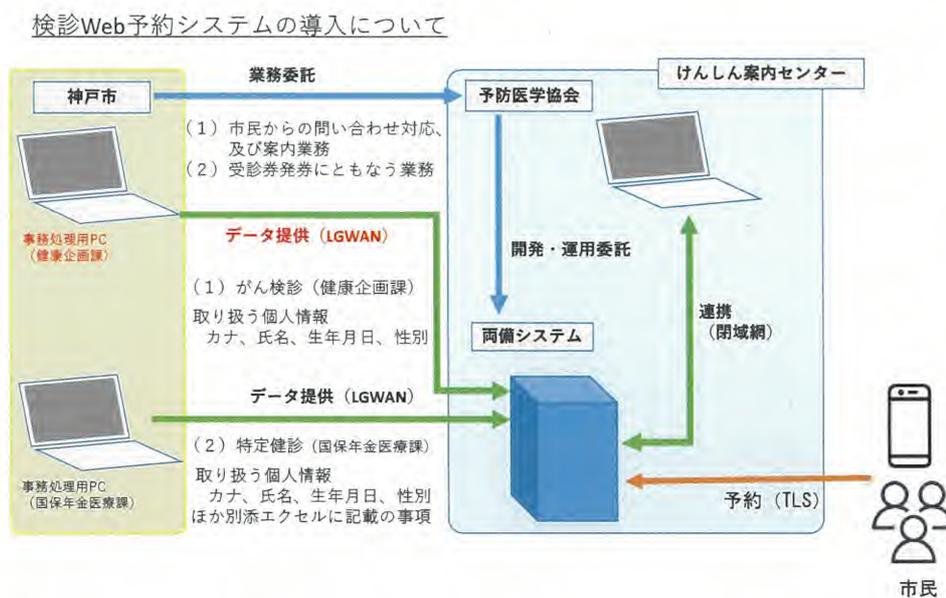
7 実施機関 (所属の名称)

健康局健康企画課

福祉局国保年金医療課

WEB 予約システムの導入について

■スキーム ※けんしん案内センターが業者（両備システム）と契約締結。



- ・神戸市－両備システム間の接続は LGWAN 回線を使用
予防医学協会－両備システム間は VPN を使用
市民（検診申込者）はインターネット回線（TLS）を使用
- ・インポートしたローデータはデータベースに保存され、市民・職員共に直接アクセスすることはできない
- ・システムから直接データ連携をするように検討

(様式4)

危 第 5 5 7 号
令和 4 年 5 月 2 0 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様



神戸市長 久 元 喜 造

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
被災者生活再建支援システム（Biz ひかりクラウド版）
- 2 システムの概要
2 システムの概要
住記データと家屋データの位置情報に基づくデータを作成し、災害発生時の 住家被災状況の調査・登録や罹災証明書発行を行うシステム。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 3 月（本番運用 令和 4 年 4 月 1 日）から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
危機管理室

(様式3)

企 第 4854 号の 2
令和 4 年 3 月 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

被災者生活再建支援システム (Biz ひかりクラウド版)

2 システムの概要

住記データと家屋データの位置情報に基づくデータを作成し、災害発生時の 住家被災状況の調査・登録や罹災証明書発行を行うシステム。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 4 年 3 月 (本番運用 令和 4 年 4 月 1 日) から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

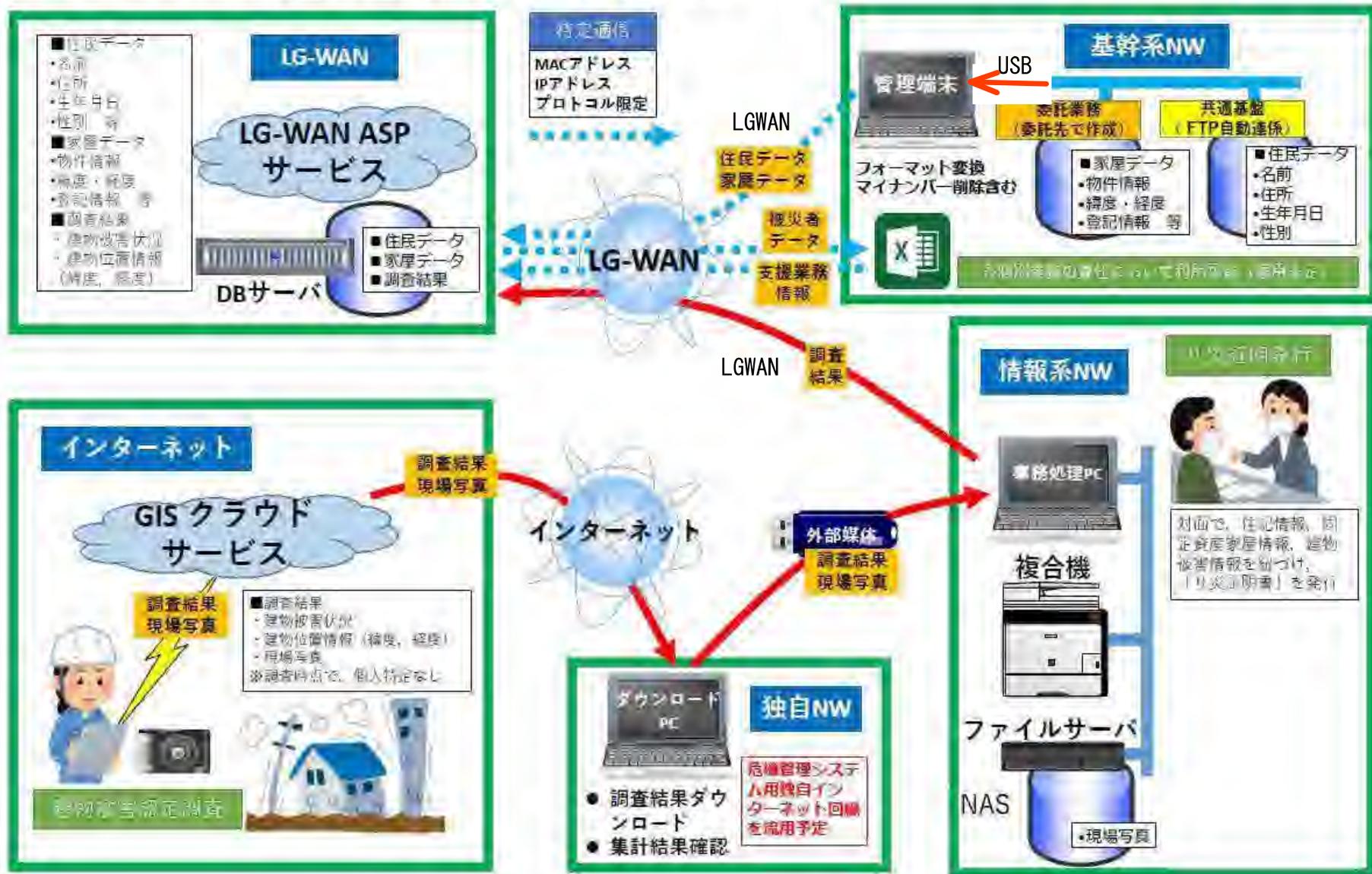
条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

危機管理室

<システム構成図（個人情報データの流れ）>



(様式4)

神企デ第 1000 号
令和 4 年 5 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
電子契約システム
- 2 システムの概要
各種契約書を電子上にアップロードし、契約当事者間で電子署名を施すことで、真正な電子契約書を締結することができる。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年3月から（決裁後すぐ）
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
企画調整局デジタル戦略部

(様式3)

企デ第4855号の2
令和4年3月28日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

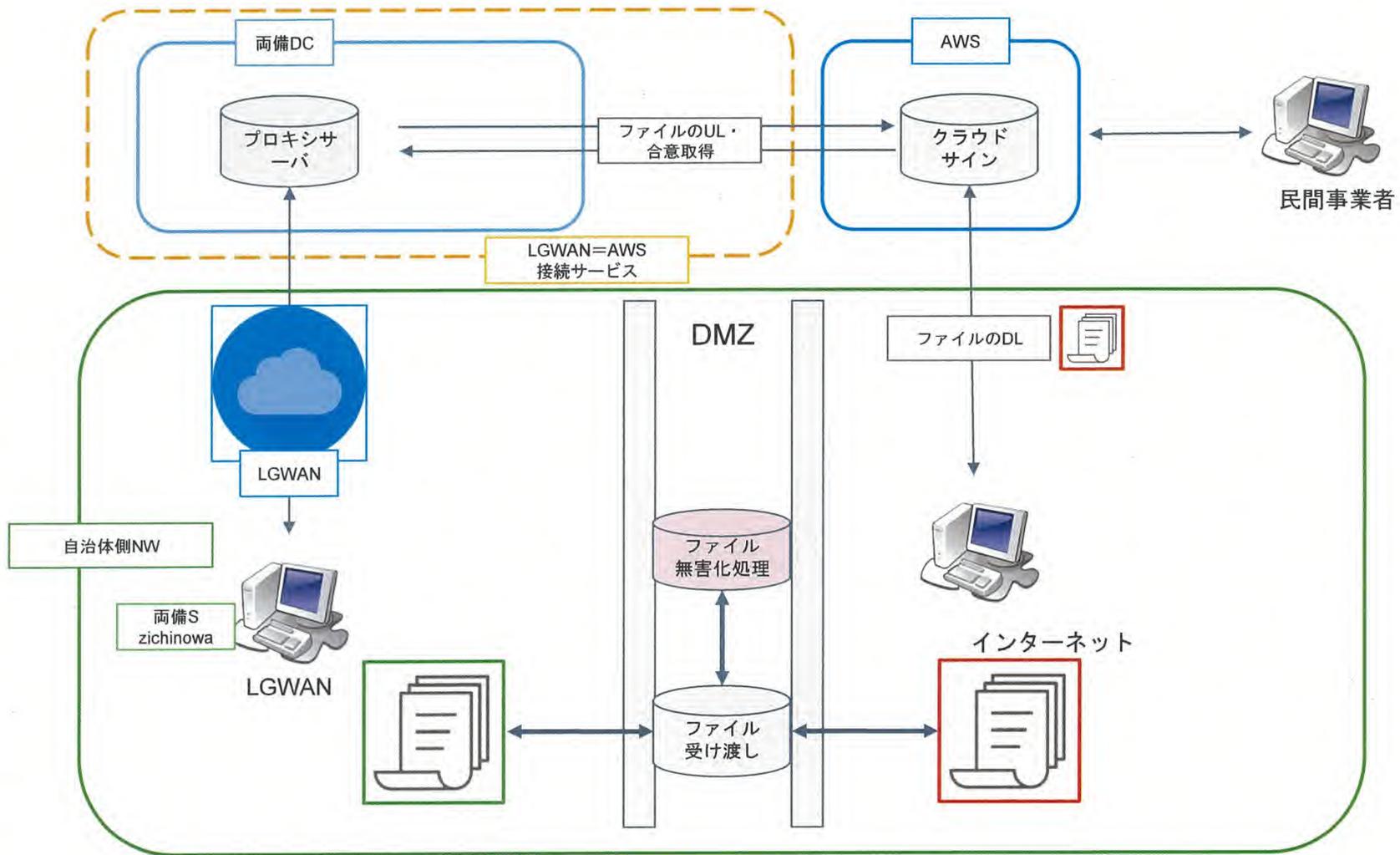
神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

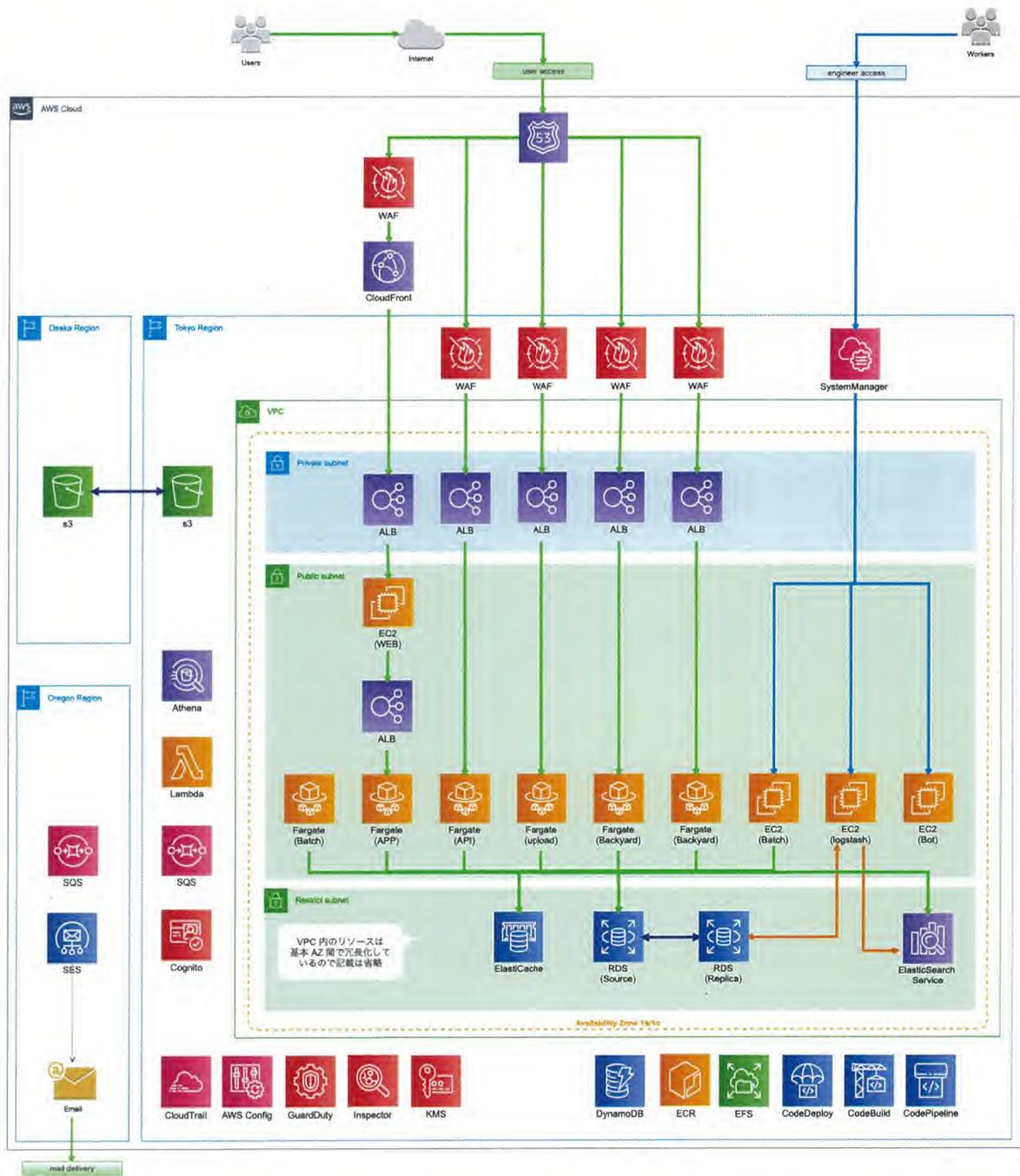
新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名(システムの名称)
電子契約システム
- 2 システムの概要
各種契約書を電子上にアップロードし、契約当事者間で電子署名を施すことで、真正な電子契約書を締結することができる。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働(業務開始)時期 令和4年3月から(決裁後すぐ)
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関(所属の名称)
企画調整局デジタル戦略部







(様式4)

教委経第 5454 号
令和 4 年 3 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市教育長 長田 淳



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
デジタル教科書ビューア「まなビューア」
- 2 システムの概要
文部科学省が令和 4 年度に実施する「学習者用デジタル教科書実証事業」において、本市の全小学校・中学校の児童生徒が操作、閲覧、書き込み（フリーハンド描画、ふせんなど）を行うことができる「デジタル教科書ビューア」を導入するもの。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月 1 日
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関（所属の名称）
教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

(様式3)

企デ第 4956 号の 2
令和 4 年 3 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名（システムの名称）

デジタル教科書ビューア「まなビューア」

2 システムの概要

文部科学省が令和 4 年度に実施する「学習者用デジタル教科書実証事業」において、本市の全小学校・中学校の児童生徒が操作、閲覧、書き込み（フリーハンド描画、ふせんなど）を行うことができる「デジタル教科書ビューア」を導入するもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月 1 日

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る事前協議

デジタル教科書ビューア 「まなビューア」の利用について

令和4年3月15日

神戸市教育委員会事務局学校教育部教科指導課
神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課



目次

1. 利用するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ
2. 個人情報の保護
3. 取扱う個人情報
4. 今後の取り組み



1. 構築するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ

1. 学校管理者(ICT担当教員など)は、教員、児童生徒情報を登録する
 - ①教員のログイン情報の一括登録
 - ②児童生徒のログイン情報の一括登録
2. 教員は、自身のクラスの児童生徒に「ログインID、パスワード」等のログイン情報を配付する。
3. 児童生徒は、担任から配付された「ログインID、パスワード」を使って、デジタル教科書ビューア(まなビューア)にアクセスする。
 - ・教育芸術社：音楽(中)、器楽(中)
 - ・日本文教出版：社会・図工・書写(小)、道徳(中)
 - ・光村図書：国語(小中)、外国(小)、道徳(小)
4. クラウドサービスを利用して文章を読んだ入り、図や表を見たり、音楽をインターネット経由で聞くことができる。また、必要に応じてメモの書き込みや付箋が貼れる。
5. 教員は、児童生徒の学習者用デジタル教科書の多彩なコンテンツを活用し、学習指導を行うことができる。



2. 個人情報の保護（学習者用デジタル教科書利用時の要求事項）

1. 児童生徒での保護

(1) 利用時の誤りの防止

学校園から配付する「ログインID、パスワード」の情報は、

①確実に個々の児童生徒に配付することで、利用時の誤りを防止する。

(2) 取り換えの防止

児童生徒が利用するデジタル教科書は、全児童生徒が同じものを利用する。

しかし、書き込む内容が個々に違うため、他人の教科書を勝手に使ったり、取り換えは適切でない。

①「自分のID、パスワードは他の人に教えない」

②「友だちからパスワードを聞き出したり、友だちのパスワードを他の人に教えたりしない」

など、情報モラル教育を通じて、適正な学習環境を維持できるように努める。

2. 学校園での保護

(1) ID管理

①教員のID、パスワードを管理職が管理することで、他の教職員への漏えいを防止する。

(2) アクセス管理

①教員側からクラウドサービスのへのアクセスは、KIIF3端末のみとする。

3. その他

クラウドサービスの利用は、利用規約を承諾するだけで開始することができる。

利用開始前に、学校園で適切な利用ができるように教科指導課が管理・指導を行う。



3. 取扱う個人情報

1. 「学習者用デジタル教科書」に登録する個人情報

(1) 児童生徒情報

①名前、②入学年(学年、組、出席番号)、③SSO情報(教育委員会のAzureADのユーザID)

(2) デジタル教科書の利用履歴

①デジタル教科書に書き込んだ描画(フリーハンド、図形)、貼った付箋(テキストあり)

②アクセスログ(アクセス日時)、操作ログ(起動～終了時間、ページ遷移、描画、マーカーなど)

2. 教員が使用する個人情報

毎年度の児童生徒の入学・卒業に関する情報を、管理職から提供を受け、クラウドサービスのデジタル教科書に登録を行う。また、転入出に伴う子ども情報のメンテナンス(保守)を行う。

開発事業者による一括登録や保守を行う場合は、「児童生徒情報」にはパスワードかけて、パスワードは別手段等で送付するなど、セキュリティ対策基準(学校編)に基づいた手続きを行う。

※学習履歴情報を教員側からアクセス・閲覧・取得・分析等の仕組みは、実装されていない。

※クラウドサービスに保管される「描画(フリーハンド、図形)」や「付箋(テキストあり)」の内容には、成績や評価といった機密性の高い内容は含まれない。

※児童生徒の名前等の子ども情報は、日常的に使用される情報であることから、神戸市情報セキュリティ対策基準(学校編)で定める機密性のうち、2A(直ちに一般公開することを前提としていない)に該当する。



4. 今後の取り組み

1. クラウドサービスを利用した学習者用デジタル教科書実証事業の今後について

今後「クラウドサービスを利用した教科書」の導入は、必須となることを想定している。

現在、学習者用デジタル教科書実証事業は、文部科学省が進めている事業であるが、参加する教科書会社が複数ある上に、それぞれで利用するクラウドサービスも異なるため、教育委員会事務局で利用規約や利用するクラウドサービスプラットフォームなど確認したうえで、個別に、デジタル戦略部へ11条類型事項の事前協議を行う。

2. インターネット環境を利用する機密性の高い情報へのアクセス

現在、文部科学省が進めている「学びの保障オンライン学習システム(MEXCBT)」では、利用するために「学習マネジメントシステム(学習eポータル)」が必須となっている。また、この学習eポータルには、学習者用デジタル教科書も連携することが想定されている。

このほかにも全国学力・学習状況調査(全国的な学力テスト)や学力定着度調査(市の学力テスト)を含め、連携する協働学習・授業支援システムやデジタルドリルなどの学習記録(スタディログ：テストの成績や評価のあるものが含まれる)が収集・分析される。

学習記録(テストの成績や評価のあるもの)は、機密性の高い情報であるため専用線でのアクセスが必要と考えるが、現状ではインターネット環境での利用を前提に構築・運用されている。(※文部科学省のセキュリティポリシーでは、学習記録の機密性は2A。)

今後、本市においてもMEXCBTや学力テストの利用に向けて、専用線と同等のセキュリティ対策の検討を進めていく。



(様式4)

教委経第 5354 号-2
令和 4 年 3 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市教育長 長田 淳



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
デジタル教科書ビューア「みらいスクールプラットフォーム」
- 2 システムの概要
文部科学省が令和 4 年度に実施する「学習者用デジタル教科書実証事業」において、本市の全小学校・中学校の児童生徒が操作、閲覧、書き込み（フリーハンド描画、ふせんなど）を行うことができる「デジタル教科書ビューア」を導入するもの。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月 1 日
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関（所属の名称）
教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

(様式3)

企デ第 4956 号の 4
令和 4 年 3 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名（システムの名称）
デジタル教科書ビューア「みらいスクールプラットフォーム」
- 2 システムの概要
文部科学省が令和 4 年度に実施する「学習者用デジタル教科書実証事業」において、本市の全小学校・中学校の児童生徒が操作、閲覧、書き込み（フリーハンド描画、ふせんなど）を行うことができる「デジタル教科書ビューア」を導入するもの。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月 1 日
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関（所属の名称）
教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る事前協議

デジタル教科書ビューア 「みらいスクールプラットフォーム」の利用について

令和4年3月15日

神戸市教育委員会事務局学校教育部教科指導課
神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課



目次

1. 利用するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ
2. 個人情報の保護
3. 取扱う個人情報
4. 今後の取り組み



1. 構築するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ

1. 学校管理者(ICT担当教員など)は、教員、児童生徒情報を登録する
 - ①教員のログイン情報の一括登録
 - ②児童生徒のログイン情報の一括登録
2. 教員は、自身のクラスの児童生徒に「ユーザID、パスワード」等のログイン情報を配付する。
3. 児童生徒は、担任から配付された「ユーザID、パスワード」を使って、デジタル教科書ビューア(みらいスクールプラットフォーム)にアクセスする。
 - ・学研教育みらい：保体(中)
 - ・教育出版：音楽(小)
 - ・日本文教出版：美術(中)
4. クラウドサービスを利用して文章を読んだ入り、図や表を見たり、音楽をインターネット経由で聞くことができる。また、必要に応じてメモの書き込みや付箋が貼れる。
5. 教員は、児童生徒の学習者用デジタル教科書の多彩なコンテンツを活用し、学習指導を行うことができる。



2. 個人情報の保護（学習者用デジタル教科書利用時の要求事項）

1. 児童生徒での保護

(1) 利用時の誤りの防止

学校園から配付する「ユーザID、パスワード」の情報は、

①確実に個々の児童生徒に配付することで、利用時の誤りを防止する。

(2) 取り換えの防止

児童生徒が利用するデジタル教科書は、全児童生徒が同じものを利用する。

しかし、書き込む内容が個々に違うため、他人の教科書を勝手に使ったり、取り換えは適切でない。

①「自分のID、パスワードは他の人に教えない」

②「友だちからパスワードを聞き出したり、友だちのパスワードを他の人に教えたりしない」

など、情報モラル教育を通じて、適正な学習環境を維持できるように努める。

2. 学校園での保護

(1) ID管理

①教員のID、パスワードを管理職が管理することで、他の教職員への漏えいを防止する。

(2) アクセス管理

①教員側からクラウドサービスのへのアクセスは、KIIF3端末のみとする。

3. その他

クラウドサービスの利用は、利用規約を承諾するだけで開始することができる。

利用開始前に、学校園で適切な利用ができるように教科指導課が管理・指導を行う。



3. 取扱う個人情報

1. 「学習者用デジタル教科書」に登録する個人情報

(1) 児童生徒情報

- ①名前、②学年、③組、④出席番号

(2) デジタル教科書の利用履歴

- ①デジタル教科書に書き込んだメモ(描画)、貼った付箋(テキストあり)
- ②アクセスログ(アクセス日時)、操作ログ(起動～終了時間、ページ遷移、動画・音楽再生など)

2. 教員が使用する個人情報

毎年度の児童生徒の入学・卒業に関する情報を、管理職から提供を受け、クラウドサービスのデジタル教科書に登録を行う。また、転入出に伴う子ども情報のメンテナンス(保守)を行う。

開発事業者による一括登録や保守を行う場合は、「児童生徒情報」にはパスワードかけて、パスワードは別手段等で送付するなど、セキュリティ対策基準(学校編)に基づいた手続きを行う。

※学習履歴情報を教員側からアクセス・閲覧・取得・分析等の仕組みは、実装されていない。

※クラウドサービスに保管される「メモ(描画)」や「付箋(テキストあり)」の内容には、成績や評価といった機密性の高い内容は含まれない。

※児童生徒の名前等の子ども情報は、日常的に使用される情報であることから、神戸市情報セキュリティ対策基準(学校編)で定める機密性のうち、2A(直ちに一般公開することを前提としていない)に該当する。



4. 今後の取り組み

1. クラウドサービスを利用した学習者用デジタル教科書実証事業の今後について

今後「クラウドサービスを利用した教科書」の導入は、必須となることを想定している。

現在、学習者用デジタル教科書実証事業は、文部科学省が進めている事業であるが、参加する教科書会社が複数ある上に、それぞれで利用するクラウドサービスも異なるため、教育委員会事務局で利用規約や利用するクラウドサービスプラットフォームなど確認したうえで、個別に、デジタル戦略部へ11条類型事項の事前協議を行う。

2. インターネット環境を利用する機密性の高い情報へのアクセス

現在、文部科学省が進めている「学びの保障オンライン学習システム(MEXCBT)」では、利用するために「学習マネジメントシステム(学習eポータル)」が必須となっている。また、この学習eポータルには、学習者用デジタル教科書も連携することが想定されている。

このほかにも全国学力・学習状況調査(全国的な学力テスト)や学力定着度調査(市の学力テスト)を含め、連携する協働学習・授業支援システムやデジタルドリルなどの学習記録(スタディログ：テストの成績や評価のあるものが含まれる)が収集・分析される。

学習記録(テストの成績や評価のあるもの)は、機密性の高い情報であるため専用線でのアクセスが必要と考えるが、現状ではインターネット環境での利用を前提に構築・運用されている。(※文部科学省のセキュリティポリシーでは、学習記録の機密性は2A。)

今後、本市においてもMEXCBTや学力テストの利用に向けて、専用線と同等のセキュリティ対策の検討を進めていく。



(様式4)

教委経第 5354 号-3
令和 4 年 3 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市教育長 長田 淳



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

デジタル教科書ビューア「超教科書」

2 システムの概要

文部科学省が令和 4 年度に実施する「学習者用デジタル教科書実証事業」において、本市の全小学校・中学校の児童生徒が操作、閲覧、書き込み（フリーハンド描画、ふせんなど）を行うことができる「デジタル教科書ビューア」を導入するもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月 1 日

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

(様式3)

企デ第 4956 号の 6
令和 4 年 3 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名（システムの名称）
デジタル教科書ビューア「超教科書」
- 2 システムの概要
文部科学省が令和 4 年度に実施する「学習者用デジタル教科書実証事業」において、本市の全小学校・中学校の児童生徒が操作、閲覧、書き込み（フリーハンド描画、ふせんなど）を行うことができる「デジタル教科書ビューア」を導入するもの。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月 1 日
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関（所属の名称）
教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る事前協議

デジタル教科書ビューア 「超教科書」の利用について

令和4年3月15日

神戸市教育委員会事務局学校教育部教科指導課
神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課



目次

1. 利用するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ
2. 個人情報の保護
3. 取扱う個人情報
4. 今後の取り組み



1. 構築するシステムの構成図、取扱う個人情報情報の流れ

1. 学校管理者(ICT担当教員など)は、教員、児童生徒情報を登録する
 - ① 教員のログイン情報の一括登録
 - ② 児童生徒のログイン情報の一括登録
2. 教員は、自身のクラスの児童生徒に「ログインID、パスワード」等のログイン情報を配付する。
3. 児童生徒は、担任から配付された「ログインID、パスワード」を使って、デジタル教科書ビューア(超教科書クラウド)にアクセスする。
 - ・啓林館：理科(小中)、生活(小)
 - ・帝国書院：地図(小)、地理・歴史・歴史・公民・地図(中)
4. クラウドサービスを利用して文章を読んだ入り、図や表を見たり、音楽をインターネット経由で聞くことができる。また、必要に応じてメモの書き込みや付箋が貼れる。
5. 教員は、児童生徒の学習者用デジタル教科書の多彩なコンテンツを活用し、学習指導を行うことができる。



2. 個人情報の保護（学習者用デジタル教科書利用時の要求事項）

1. 児童生徒での保護

(1) 利用時の誤りの防止

学校園から配付する「ログインID、パスワード」の情報は、

① 確実に個々の児童生徒に配付することで、利用時の誤りを防止する。

(2) 取り換えの防止

児童生徒が利用するデジタル教科書は、全児童生徒が同じものを利用する。

しかし、書き込む内容が個々が個々に違いため、他人の教科書を勝手に使ったり、取り換えは適切でない。

① 「自分のID、パスワードは他の人に教えない」

② 「友だちからパスワードを聞き出したり、友だちのパスワードを他の人に教えたりしない」

など、情報モラル教育を通じて、適正な学習環境を維持できるように努める。

2. 学校園での保護

(1) ID管理

① 教員のID、パスワードを管理職が管理することで、他の教職員への漏えいを防止する。

(2) アクセス管理

① 教員側からクラウドサービスへのアクセスは、KIIIF3端末のみとする。

3. その他

クラウドサービスの利用は、利用規約を承諾するだけで開始することができる。

利用開始前に、学校園で適切な利用ができるように教科指導課が管理・指導を行う。



3. 取扱う個人情報

1. 「学習者用デジタル教科書」に登録する個人情報

(1) 児童生徒情報

- ① 名前、② 入学年(学年、組、出席番号)、③ SSO情報(教育委員会のAzureADのユーザーID)

(2) デジタル教科書の利用履歴

- ① デジタル教科書に書き込んだテキストボックス、描画(フリーハンド、図形)
- ② 操作ログ(起動～終了時間、ページ遷移、書き込み、マーカーを引いた情報など)

2. 教員が使用する個人情報

毎年度の児童生徒の入学・卒業に関する情報を、管理職から提供を受け、クラウドサービスのデジタル教科書に登録を行う。また、転入出に伴う子ども情報のメンテナンス(保守)を行う。

開発事業者による一括登録や保守を行う場合は、「児童生徒情報」にはパスワードかけて、パスワードは別手段等で送付するなど、セキュリティ対策基準(学校編)に基づいた手続きを行う。

※学習履歴情報を教員側からアクセス・閲覧・取得・分析等の仕組みは、実装されていない。

※クラウドサービスに保管される「テキストボックス」や「描画(フリーハンド、図形)」の内容には、成績や評価といった機密性の高い内容は含まれない。

※児童生徒の名前等の子ども情報は、日常的に使用される情報であることから、神戸市情報セキュリティ対策基準(学校編)で定める機密性のうち、2A(直ちに一般公開することを前提としていない)に該当する。



4. 今後の取り組み

1. クラウドサービスを利用した学習者用デジタル教科書実証事業の今後について

今後「クラウドサービスを利用した教科書」の導入は、必須となることを想定している。

現在、学習者用デジタル教科書実証事業は、文部科学省が進めている事業であるが、参加する教科書会社数が複数ある上に、それぞれで利用するクラウドサービスも異なるため、教育委員会事務局で利用規約や利用するクラウドサービスプラットフォームなど確認したうえで、個別に、デジタル戦略部へ11条類型事項の事前協議を行う。

2. インターネット環境を利用する機密性の高い情報へのアクセス

現在、文部科学省が進めている「学びの保障オンライン学習システム(MEXCBT)」では、利用するために「学習マネジメントシステム(学習eポータル)」が必須となっている。また、この学習eポータルには、学習者用デジタル教科書も連携することが想定されている。

このほかにも全国学力・学習状況調査(全国的な学力テスト)や学力定着度調査(市の学力テスト)を含め、連携する協働学習・授業支援システムやデジタルドリルなどの学習記録(スタディログ：テストの成績や評価のあるものが含まれる)が収集・分析される。

学習記録(テストの成績や評価のあるもの)は、機密性の高い情報であるため専用線でのアクセスが必要と考えるが、現状ではインターネット環境での利用を前提に構築・運用されている。(※文部科学省のセキュリティポリシーでは、学習記録の機密性は2A。)

今後、本市においてもMEXCBTや学力テストの利用に向けて、専用線と同等のセキュリティ対策の検討を進めていく。



(様式4)

教委経第 5354 号-4
令和 4 年 3 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市教育長 長田 淳



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
デジタル教科書ビューア「Lentrance」
- 2 システムの概要
文部科学省が令和 4 年度に実施する「学習者用デジタル教科書実証事業」において、本市の全小学校・中学校の児童生徒が操作、閲覧、書き込み（フリーハンド描画、ふせんなど）を行うことができる「デジタル教科書ビューア」を導入するもの。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月 1 日
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

(様式3)

企デ第 4956 号の 8
令和 4 年 3 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名（システムの名称）
デジタル教科書ビューア「Lentrance」
- 2 システムの概要
文部科学省が令和 4 年度に実施する「学習者用デジタル教科書実証事業」において、本市の全小学校・中学校の児童生徒が操作、閲覧、書き込み（フリーハンド描画、ふせんなど）を行うことができる「デジタル教科書ビューア」を導入するもの。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月 1 日
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関（所属の名称）
教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る事前協議

デジタル教科書ビューア 「Lentrance」の利用について

令和4年3月15日

神戸市教育委員会事務局学校教育部教科指導課
神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課



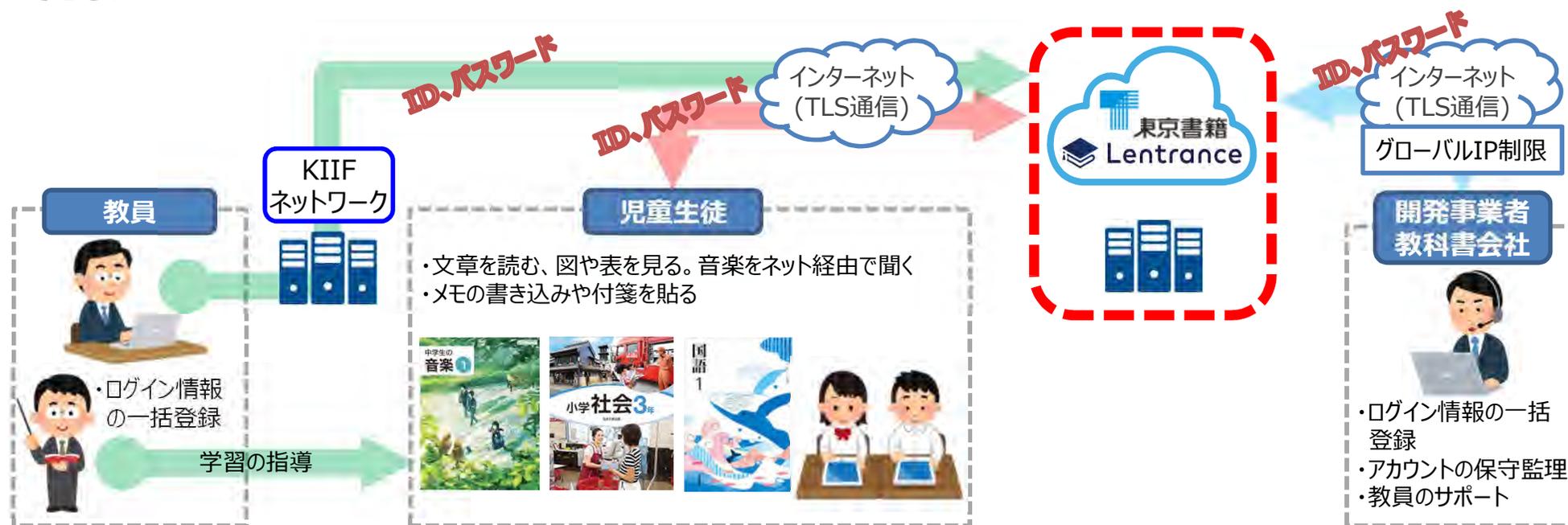
目次

1. 利用するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ
2. 個人情報の保護
3. 取扱う個人情報
4. 今後の取り組み



1. 構築するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ

1. 学校管理者(ICT担当教員など)は、教員、児童生徒情報を登録する
 - ①教員のログイン情報の一括登録
 - ②児童生徒のログイン情報の一括登録
2. 教員は、自身のクラスの児童生徒に「ログインID、パスワード」等のログイン情報を配付する。
3. 児童生徒は、担任から配付された「ログインID、パスワード」を使って、デジタル教科書ビューア(Lentrance)にアクセスする。
 - ・東京書籍：算数(小)、家庭(小中)、保健(中) 数学(中)、技術(中)、書写(中)
4. クラウドサービスを利用して文章を読んだ入り、図や表を見たり、動画をインターネット経由で視聴ができる。また、必要に応じてメモの書き込みや付箋が貼れる。
5. 教員は、児童生徒の学習者用デジタル教科書の多彩なコンテンツを活用し、学習指導を行うことができる。



2. 個人情報の保護（学習者用デジタル教科書利用時の要求事項）

1. 児童生徒での保護

(1) 利用時の誤りの防止

学校園から配付する「ログインID、パスワード」の情報は、

①確実に個々の児童生徒に配付することで、利用時の誤りを防止する。

(2) 取り換えの防止

児童生徒が利用するデジタル教科書は、全児童生徒が同じものを利用する。

しかし、書き込む内容が個々に違うため、他人の教科書を勝手に使ったり、取り換えは適切でない。

①「自分のID、パスワードは他の人に教えない」

②「友だちからパスワードを聞き出したり、友だちのパスワードを他の人に教えたりしない」

など、情報モラル教育を通じて、適正な学習環境を維持できるように努める。

2. 学校園での保護

(1) ID管理

①教員のID、パスワードを管理職が管理することで、他の教職員への漏えいを防止する。

(2) アクセス管理

①教員側からクラウドサービスのへのアクセスは、KIIF3端末のみとする。

3. その他

クラウドサービスの利用は、利用規約を承諾するだけで開始することができる。

利用開始前に、学校園で適切な利用ができるように教科指導課が管理・指導を行う。



3. 取扱う個人情報

1. 「学習者用デジタル教科書」に登録する個人情報

(1) 児童生徒情報

①名前、②入学年(学年、組、出席番号)、③SSO情報(教育委員会のAzureADのユーザーID)

(2) デジタル教科書の利用履歴

①デジタル教科書に書き込んだ描画(フリーハンド、図形)、しおり(テキストあり)

②アクセスログ(アクセス日時)、操作ログ(起動～終了時間、ページ遷移、描画、マーカーなど)

2. 教員が使用する個人情報

毎年度の児童生徒の入学・卒業に関する情報を、管理職から提供を受け、クラウドサービスのデジタル教科書に登録を行う。また、転入出に伴う子ども情報のメンテナンス(保守)を行う。

開発事業者による一括登録や保守を行う場合は、「児童生徒情報」にはパスワードかけて、パスワードは別手段等で送付するなど、セキュリティ対策基準(学校編)に基づいた手続きを行う。

※学習履歴情報を教員側からアクセス・閲覧・取得・分析等の仕組みは、実装されていない。

※クラウドサービスに保管される「描画(フリーハンド、図形)」や「しおり(テキストあり)」の内容には、成績や評価といった機密性の高い内容は含まれない。

※児童生徒の名前等の子ども情報は、日常的に使用される情報であることから、神戸市情報セキュリティ対策基準(学校編)で定める機密性のうち、2A(直ちに一般公開することを前提としていない)に該当する。



4. 今後の取り組み

1. クラウドサービスを利用した学習者用デジタル教科書実証事業の今後について

今後「クラウドサービスを利用した教科書」の導入は、必須となることを想定している。

現在、学習者用デジタル教科書実証事業は、文部科学省が進めている事業であるが、参加する教科書会社数が複数ある上に、それぞれで利用するクラウドサービスも異なるため、教育委員会事務局で利用規約や利用するクラウドサービスプラットフォームなど確認したうえで、個別に、デジタル戦略部へ11条類型事項の事前協議を行う。

2. インターネット環境を利用する機密性の高い情報へのアクセス

現在、文部科学省が進めている「学びの保障オンライン学習システム(MEXCBT)」では、利用するために「学習マネジメントシステム(学習eポータル)」が必須となっている。また、この学習eポータルには、学習者用デジタル教科書も連携することが想定されている。

このほかにも全国学力・学習状況調査(全国的な学力テスト)や学力定着度調査(市の学力テスト)を含め、連携する協働学習・授業支援システムやデジタルドリルなどの学習記録(スタディログ：テストの成績や評価のあるものが含まれる)が収集・分析される。

学習記録(テストの成績や評価のあるもの)は、機密性の高い情報であるため専用線でのアクセスが必要と考えるが、現状ではインターネット環境での利用を前提に構築・運用されている。(※文部科学省のセキュリティポリシーでは、学習記録の機密性は2A。)

今後、本市においてもMEXCBTや学力テストの利用に向けて、専用線と同等のセキュリティ対策の検討を進めていく。



(様式4)

教委経第 5354 号-5
令和 4 年 3 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市教育長 長田 淳



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
デジタル教科書ビューア「ことまなビューア」
- 2 システムの概要
文部科学省が令和 4 年度に実施する「学習者用デジタル教科書実証事業」において、本市の全小学校・中学校の児童生徒が操作、閲覧、書き込み（フリーハンド描画、ふせんなど）を行うことができる「デジタル教科書ビューア」を導入するもの。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月 1 日
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関（所属の名称）
教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

(様式3)

企デ第 4956 号の 10
令和 4 年 3 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名（システムの名称）
デジタル教科書ビューア「ことまなビューア」
- 2 システムの概要
文部科学省が令和 4 年度に実施する「学習者用デジタル教科書実証事業」において、本市の全小学校・中学校の児童生徒が操作、閲覧、書き込み（フリーハンド描画、ふせんなど）を行うことができる「デジタル教科書ビューア」を導入するもの。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月 1 日
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関（所属の名称）
教育員会事務局学校支援部学校経営支援課

神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る事前協議

デジタル教科書ビューア 「ことまなビューア」の利用について

令和4年3月18日
神戸市教育委員会事務局学校教育部教科指導課
神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課



目次

1. 利用するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ
2. 個人情報の保護
3. 取扱う個人情報
4. 今後の取り組み



1. 構築するシステムの構成図、取扱う個人情報情報の流れ

1. 保守運営事業者は、児童生徒情報を登録する
 (①教員のログイン情報の一括登録)
 ②児童生徒のログイン情報の一括登録
 ⇒学校へ「ライセンスカード」を送付
2. 教員は、自身のクラスの児童生徒に「ライセンスカード(ログインID、パスワード)」等を配付する。
3. 児童生徒は、担任から配付された「ライセンスカード(ログインID、パスワード)」を使って、デジタル教科書ビューア(ことまなビューア)にアクセスする。
 ・三省堂：英語(中)
4. クラウドサービスを利用して文章を読んだ入り、図や表を見たり、動画をインターネット経由で聞くことができる。また、必要に応じてメモの書き込みや付箋が貼れる。
5. 教員は、児童生徒の学習者用デジタル教科書の多彩なコンテンツを活用し、学習指導を行うことができる。



※教員からのログイン情報の一括登録は、将来機能。

2. 個人情報の保護（学習者用デジタル教科書利用時の要求事項）

1. 児童生徒での保護

(1) 利用時の誤りの防止

学校園から配付する「ライセンスカード(ID、パスワード)」の情報は、

①確実に個々の児童生徒に配付することで、利用時の誤りを防止する。

(2) 取り換えの防止

児童生徒が利用するデジタル教科書は、全児童生徒が同じものを利用する。

しかし、書き込む内容が個々に違うため、他人の教科書を勝手に使ったり、取り換えは適切でない。

①「自分のID、パスワードは他の人に教えない」

②「友だちからパスワードを聞き出したり、友だちのパスワードを他の人に教えたりしない」

など、情報モラル教育を通じて、適正な学習環境を維持できるように努める。

2. 学校園での保護

(1) ID管理

①教員のID、パスワードを管理職が管理することで、他の教職員への漏えいを防止する。

(2) アクセス管理

①教員側からクラウドサービスのへのアクセスは、KIIF3端末のみとする。

3. その他

クラウドサービスの利用は、利用規約を承諾するだけで開始することができる。

利用開始前に、学校園で適切な利用ができるように教科指導課が管理・指導を行う。

※教員からのログイン情報の一括登録は、将来機能。

3. 取扱う個人情報

1. 「学習者用デジタル教科書」に登録する個人情報

(1) 児童生徒情報

①名前、②入学年(学年、組、出席番号)

(2) デジタル教科書の利用履歴

①デジタル教科書に書き込んだテキストボックス、描画(フリーハンド、図形)

②操作ログ(起動～終了時間、ページ遷移、書き込み、マーカーを引いた情報など)

2. 教員が使用する個人情報

開発事業者による一括登録や保守を行う場合は、「児童生徒情報」にはパスワードかけて、パスワードは別手段等で送付するなど、セキュリティ対策基準(学校編)に基づいた手続きを行う。

〔 毎年度の児童生徒の入学・卒業に関する情報を、管理職から提供を受け、クラウドサービスのデジタル教科書に登録を行う。また、転入出に伴う子ども情報のメンテナンス(保守)を行う。 〕

※学習履歴情報を教員側からアクセス・閲覧・取得・分析等の仕組みは、実装されていない。

※クラウドサービスに保管される「テキストボックス」や「描画(フリーハンド、図形)」の内容には、成績や評価といった機密性の高い内容は含まれない。

※児童生徒の名前等の子ども情報は、日常的に使用される情報であることから、神戸市情報セキュリティ対策基準(学校編)で定める機密性のうち、2A(直ちに一般公開することを前提としていない)に該当する。

※教員からのログイン情報の一括登録は、将来機能。

4. 今後の取り組み

1. クラウドサービスを利用した学習者用デジタル教科書実証事業の今後について

今後「クラウドサービスを利用した教科書」の導入は、必須となることを想定している。

現在、学習者用デジタル教科書実証事業は、文部科学省が進めている事業であるが、参加する教科書会社が複数ある上に、それぞれで利用するクラウドサービスも異なるため、教育委員会事務局で利用規約や利用するクラウドサービスプラットフォームなど確認したうえで、個別に、デジタル戦略部へ11条類型事項の事前協議を行う。

2. インターネット環境を利用する機密性の高い情報へのアクセス

現在、文部科学省が進めている「学びの保障オンライン学習システム(MEXCBT)」では、利用するために「学習マネジメントシステム(学習eポータル)」が必須となっている。また、この学習eポータルには、学習者用デジタル教科書も連携することが想定されている。

このほかにも全国学力・学習状況調査(全国的な学力テスト)や学力定着度調査(市の学力テスト)を含め、連携する協働学習・授業支援システムやデジタルドリルなどの学習記録(スタディログ：テストの成績や評価のあるものが含まれる)が収集・分析される。

学習記録(テストの成績や評価のあるもの)は、機密性の高い情報であるため専用線でのアクセスが必要と考えるが、現状ではインターネット環境での利用を前提に構築・運用されている。(※文部科学省のセキュリティポリシーでは、学習記録の機密性は2A。)

今後、本市においてもMEXCBTや学力テストの利用に向けて、専用線と同等のセキュリティ対策の検討を進めていく。

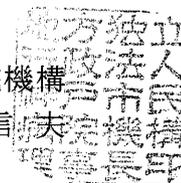


(様式4)

神本部第4号
令和4年3月28日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

地方独立行政法人神戸市民病院機構
理事長 橋本 信夫



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

補助循環装置 IMPELLA CONNECT

2 システムの概要

医療者が IMPELLA 補助循環器用ポンプカテーテルの作動状況、アラート状況を院内・院外を問わず、確認ができるシステムで、緊急時の対応に備える。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年3月28日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

地方独立行政法人神戸市民病院機構 法人本部経営企画室

(様式3)

企デ第4959号の2
令和4年3月28日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名(システムの名称)

補助循環装置 IMPELLA CONNECT

2 システムの概要

医療者が IMPELLA 補助循環器用ポンプカテーテルの作動状況、アラート状況を院内・院外を問わず、確認ができるシステムで、緊急時の対応に備える。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和4年3月28日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3

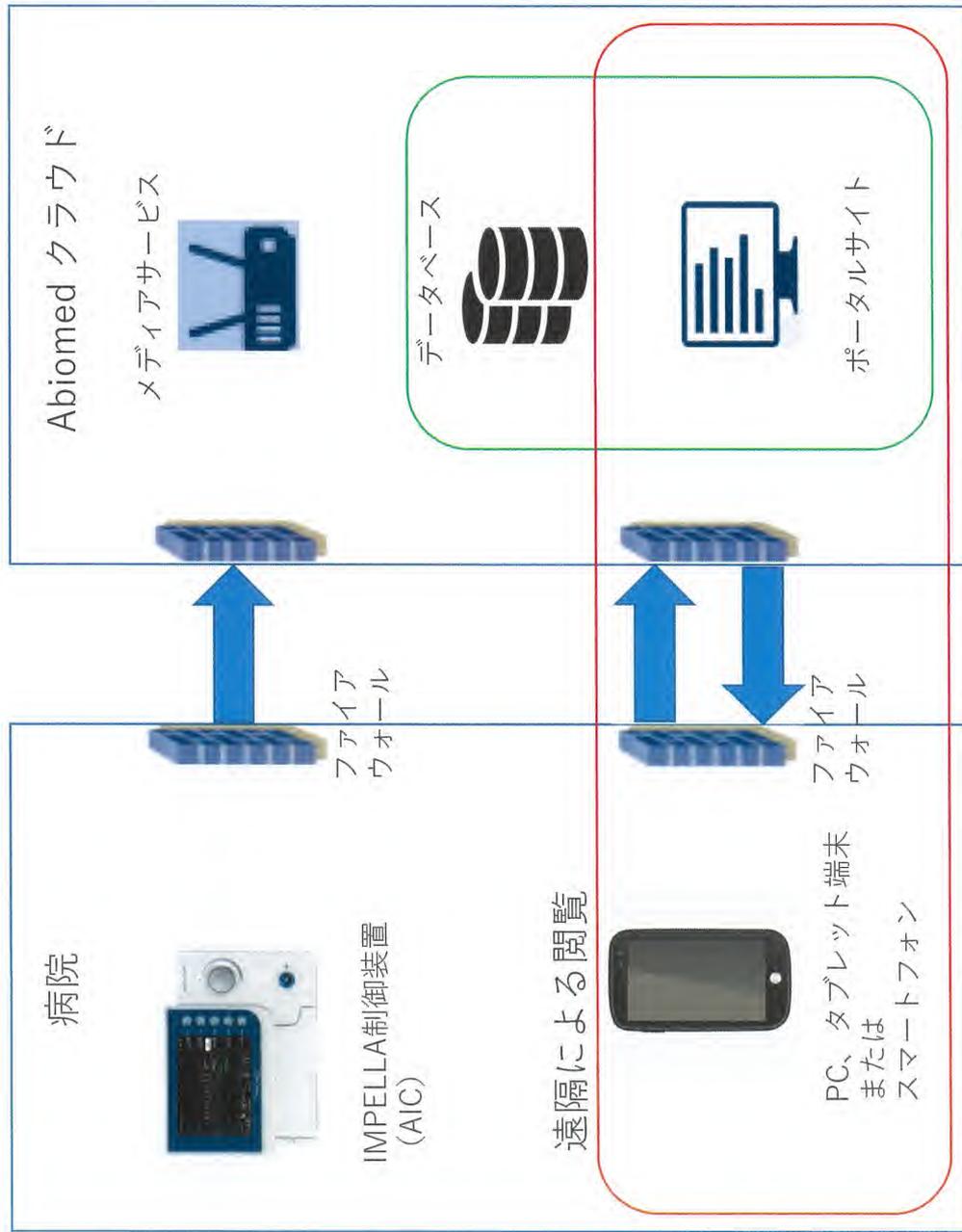
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

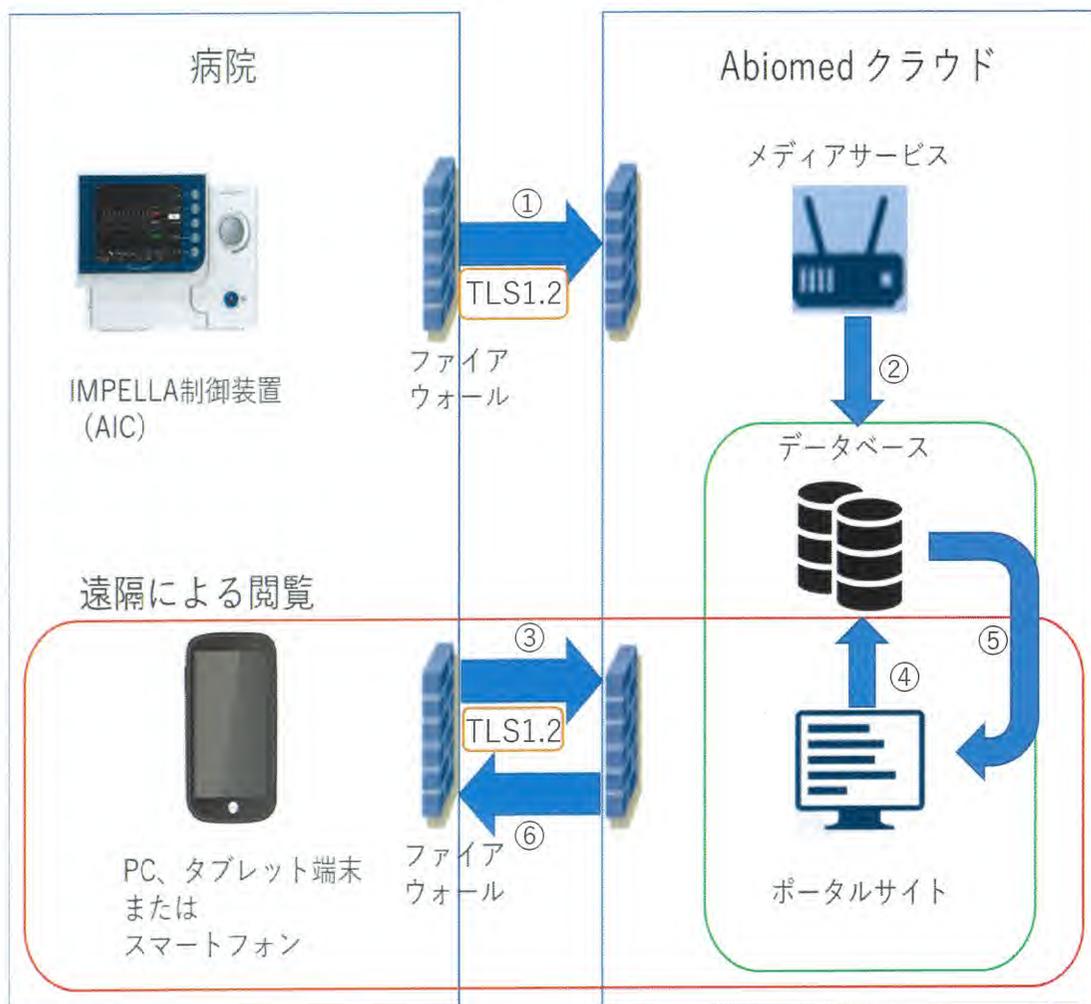
地方独立行政法人神戸市民病院機構 法人本部経営企画室

1.システム構成図

別図



2.取り扱う個人情報の流れ



①病院のWi-Fiネットワークを利用して、IMPELLA制御装置のクラウドベースのサーバにデータを送信する。
(データはTLS1.2でSSL以上のRTMPSで送信される。)

②メディアサービスからデータベースへ情報を書き込む。

③利用者がPC、スマートフォン等で登録したメールアドレスとパスワードを用いてポータルサイトにログインする。

④データベースへ情報を取得する。

⑤データベースから取得した情報をポータルサイトに表示する。

⑥PC、スマートフォン等に機器情報が表示される。
表示される情報：IMPELLA制御装置シリアル番号
IMPELLAの種類やシリアル番号
補助レベル、補助流量

(様式4)

神教指第1970号
令和4年3月29日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市教育長 長 田



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

GIGA スクール構想×SPORTS

2 システムの概要

クラウド利用の「Alpha（アルファ）」を活用し、児童生徒が自分の学習用パソコンを使い、運動記録を入力・確認できるシステムを導入することにより、運動意欲を高めて、体力アップに向けた運動の習慣化を図る。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年4月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

教育委員会事務局学校教育部教科指導課

(様式3)

企デ第 4962 号の 2
令和 4 年 3 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名（システムの名称）

GIGA スクール構想×SPORTS

2 システムの概要

クラウド利用の「Alpha（アルファ）」を活用し、児童生徒が自分の学習用パソコンを使い、運動記録を入力・確認できるシステムを導入することにより、運動意欲を高めて、体力アップに向けた運動の習慣化を図る。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 4 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

教育委員会事務局学校教育部教科指導課

運動の習慣化で体力 UP を目指す
「GIGA スクール構想×SPORTS」のシステム利用について

1. 趣旨

(1) 背景

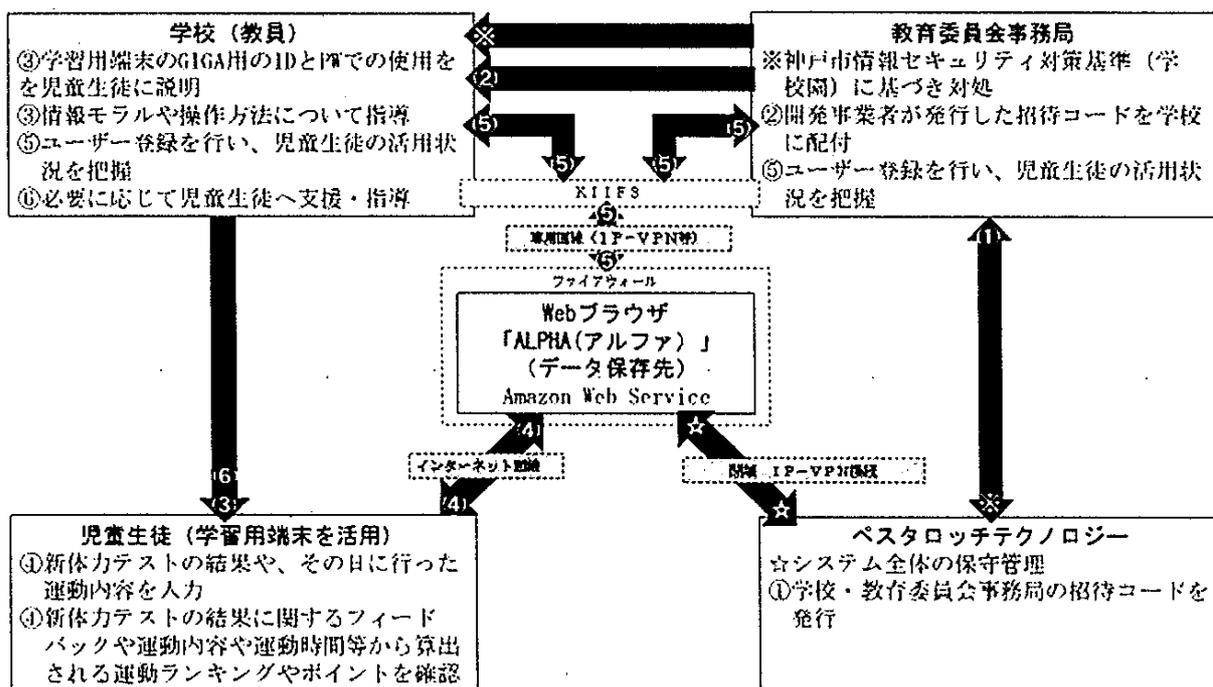
- ・全国調査の中で、神戸市の児童生徒（以下「児童等」という）の体力についての現状として、運動意欲は高いが、体力合計点は、依然として全国平均を下回る調査結果である。
- ・コロナ禍の影響も助長したと思われるスクリーンタイムの増加で、運動機会が減少し、運動意欲や更なる体力合計点の低下が危惧されている。
- ・GIGA スクール構想の実現により、1人1台の学習用パソコンが配布され、教育的効果を高める取組が模索されている。

(2) ねらい

- ・児童生徒が学習用端末を活用して、日々の運動の記録を入力・確認でき、取組みの結果が反映できるシステム（運動の見える化）により、継続的な取り組みにつながるなど、運動意欲の喚起と体力向上に向けた運動の習慣化を図っていく。

2. 開発するシステムの構成図と取り扱う情報

(1) システムの構成図



(2) Alpha (アルファ) の機能

① 新体力テストの結果を記録する機能（随時更新可能）

- ・事業者が保有している既存のシステム
- ・児童等が入力した記録がグラフ等の振り返りシートで閲覧でき、自己の課題を把握したり、成長を実感したりすることができる。
- ・蓄積されていく個人の記録の変容を経年変化で可視化することができ、モチベーション向上の動機付けとなる。
- ・学年単位や学級単位等、複数のカテゴリーでの分析・課題の抽出が即時で可能

となり、各校での課題解決へのアプローチとなる体力向上に関する取組の推進が期待される。

②日々の運動した種類や時間を記録する機能（運動日記）

*本市独自のシステム

・児童等が運動内容と時間から算出された運動ポイント（消費カロリー）を確認等でき、また教員側で個々の運動ポイントやログイン回数の個々の実態把握や行動変容が可視化できる。

(3) システム利用の概要

①児童生徒は、学習用パソコンから、GIGA 端末で付与されている ID と PW を使って web ブラウザにアクセス・ログインし、新体力テストの結果やその日に運動した種類や時間を入力していく。入力した結果のフィードバックとして、今後の運動へのアドバイスを受けたり、運動内容や運動時間から算出された利用者間のランキング結果や付与される運動ポイントを確認できたりする。

*学習用パソコンの ID・PW について

各児童生徒に対して、学年や出席番号をもとに割り当てている。（学校番号+学年+出席番号）。パスワードについては（当然ながら共通のものにはしておらず）、ランダムに設定しており、容易に類推できるものにはしていない。（p@+数字6桁）

②学校（教員）や教育委員会事務局は、招待コード（管理コード）により、児童生徒の活用状況を把握する。

③学校（教員）は運動の習慣化に向けて、招待コードから児童生徒に対して、必要に応じて支援・指導する。

(4) 取り扱う情報

①児童生徒の情報

- ・学校番号
- ・学年、学級、出席番号
- ・氏名、性別
- ・身長、体重
- ・新体力テスト結果
握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ（小学校のみ）、持久走・ハンドボール投げ（中学校のみ）・アンケート結果
- ・運動日記（運動の種類、運動時間）

②学校の情報

- ・住所、郵便番号
- ・学校名
- ・校種、児童生徒数、学級数
- ・情報を扱う教師の名前

3. 取り扱う情報の保護

(1) 学校で行う対策

- ・学校（教員）は児童生徒に対して、ID や PW の管理など情報モラルについて指導を行い、取り扱う情報の流出や他者へのなりすましを防ぐ。
- ・学校で情報を扱う際には、招待コードでのアクセスエリアを制限（管理者・体育担当者・担任等）して、その権限内での閲覧等を行う。担任教師は自分が担当する学級のみ情報を扱うこととする。

(2) 教育委員会事務局で行う対策

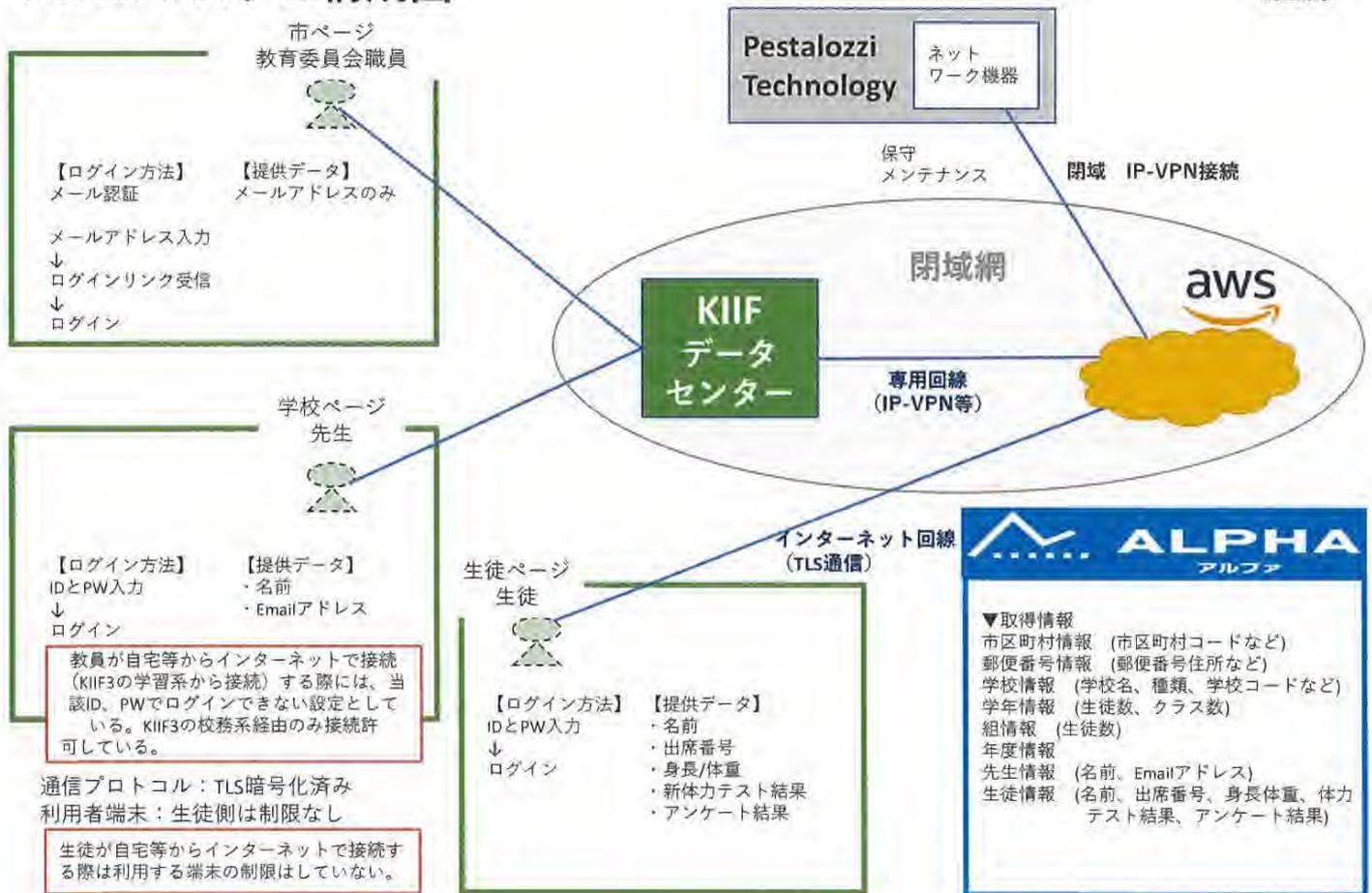
- ・ KIIF3 とデータ保存先との接続を専用回線（IP-VPN 等）による接続とし、セキュリティポリシーに定められた基準等を遵守する。

（3）事業者で行う対策

- ・ 児童生徒に発行する ID は学習用端末の ID・PW としており、このうち PW は前記のとおり、容易に類推できるものでなく、他者のなりすましを防止した運用としている。
- ・ 開発事業者は、以下の対策で、取り扱う情報の流出を防ぐ。
 - ①データ提供は PW 付 zip で行う。事業者が、ダウンロード時は 2 段階認証（パスワード＋音声通話によるコード認証）を行う。
 - ②提供データの閲覧は、校長・教頭・実施する学年の教科担当と学級担任のみにし、閲覧できる範囲を限定する。
- ・ 定期的に使用ログを抽出・管理し、一括ダウンロード等の不正な利用状況を監視する。

ALPHAシステム構成図

2022.3.3



(様式4)

企つ第 4583 号
令 4 年 3 月 31 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

スマートシティポータルシステム

2 システムの概要

市民向け WEB サイト「スマートシティポータル」のシステム。アクセンチュア社の DCP サービスを利用して基本機能である WEB サーバー、CMS、ユーザー管理等の機能を構築。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 3 月 28 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局つなぐラボ

(様式3)

企デ第 4937 号の 2
令和 4 年 3 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名（システムの名称）

スマートシティポータルシステム

2 システムの概要

市民向け WEB サイト「スマートシティポータル」のシステム。アクセンチュア社の DCP サービスを利用して基本機能である WEB サーバー、CMS、ユーザー管理等の機能を構築。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 3 月 28 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

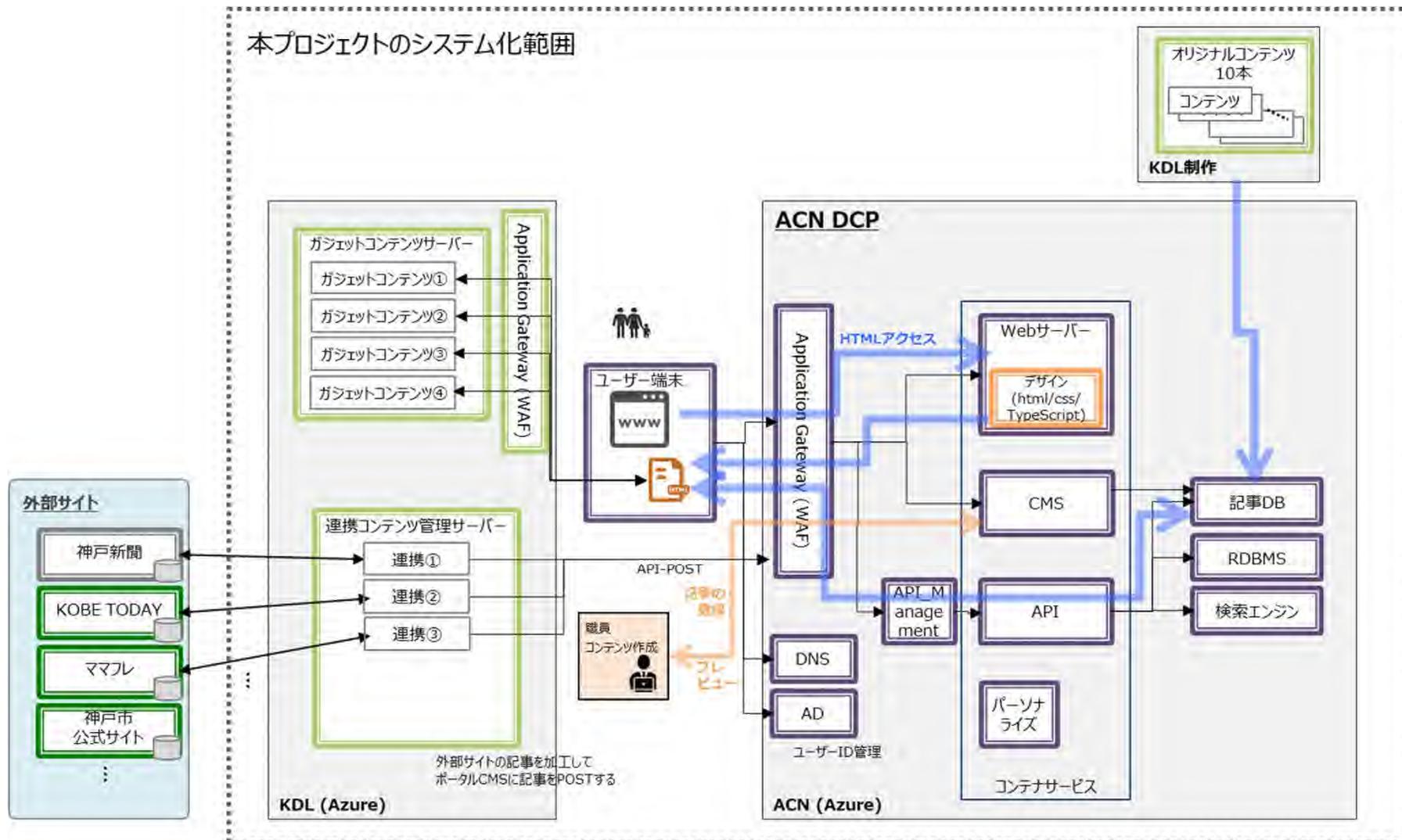
条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

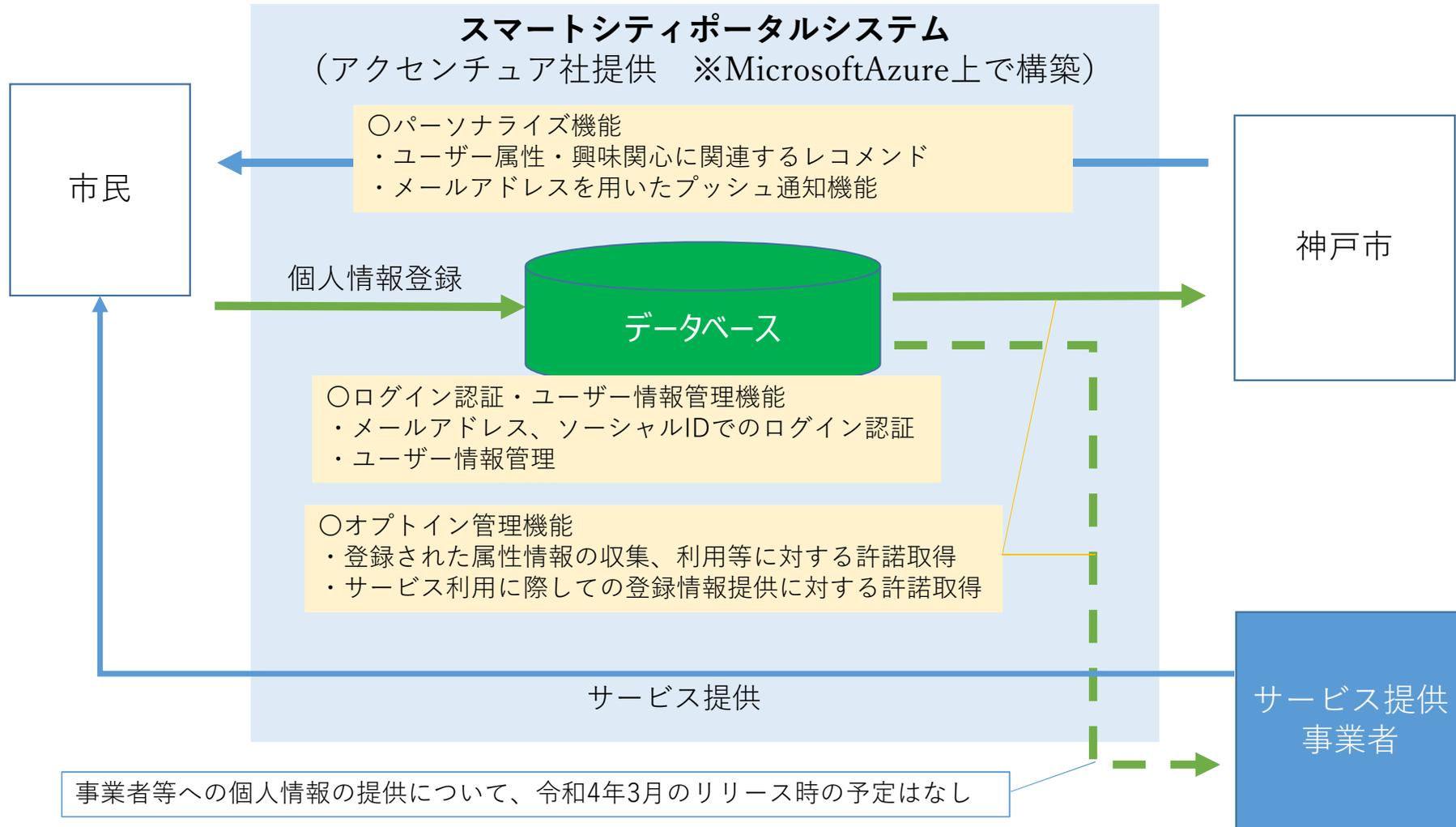
7 実施機関（所属の名称）

企画調整局つなぐラボ

システム全体構成・データフロー（全体）



データフロー（取り扱う個人情報の流れ）



(様式4)

神本部第 11 号
令和 4 年 4 月 18 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

地方独立
行政法人
神戸市民
病院機構
理事長 橋本 信夫 印

地方独立行政法人神戸市民病院機構
理事長 橋本 信夫

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

保険証アップロードシステム

2 システムの概要

患者が病院を直接訪問することなく診療を受けるケースが増加していることを踏まえ、スマホや PC を利用して自宅などから保険証画像を病院に送信することを可能にすると同時に、受け取った保険証画像の管理を行うもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 3 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

地方独立行政法人神戸市民病院機構 法人本部経営企画室

(様式3)

企デ第5041号の2
令和4年3月30日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名(システムの名称)

保険証アップロードシステム

2 システムの概要

患者が病院を直接訪問することなく診療を受けるケースが増加していることを踏まえ、スマホやPCを利用して自宅などから保険証画像を病院に送信することを可能にすると同時に、受け取った保険証画像の管理を行うもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和4年3月から

6 適用させる類型事項

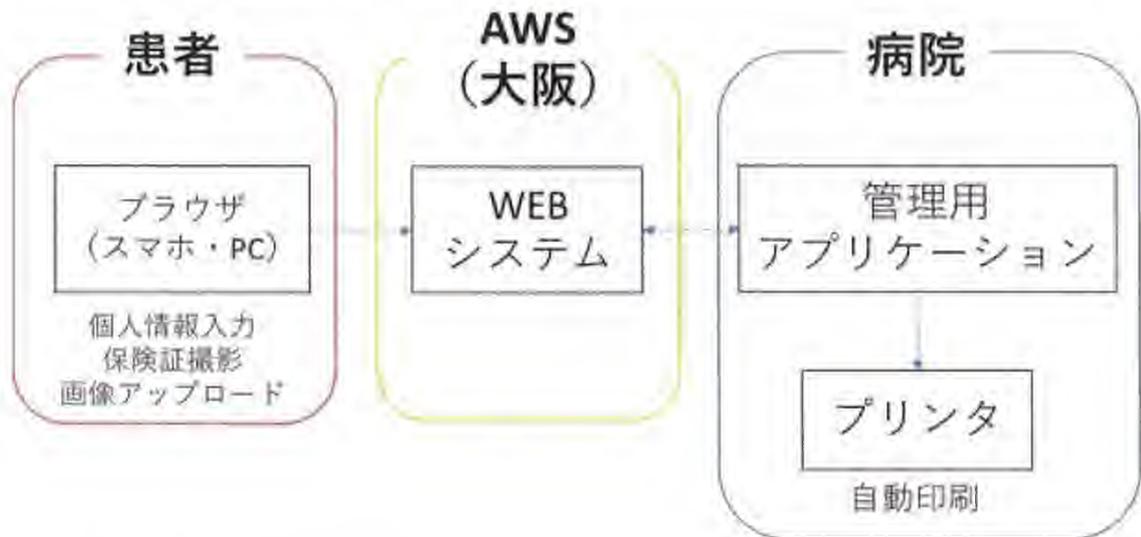
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

地方独立行政法人神戸市民病院機構 法人本部経営企画室

1. システムの概要および個人情報のデータの流れ

(1) 個人情報及び保険証・医療証の送信の流れは以下のとおりである。



1) 患者によるシステム利用の流れ

- ① 患者は院外からスマホや PC のブラウザを通してシステムにアクセスする。
- ② 氏名などの個人情報を入力し、保険証・医療証の撮影およびアップロードを行う。
- ③ 個人情報および画像は国内（大阪）に設置されたサーバーにて保管される。個人情報保護のため、受信した情報は 30 日後に自動で削除される。

2) 病院側のシステム利用の流れ

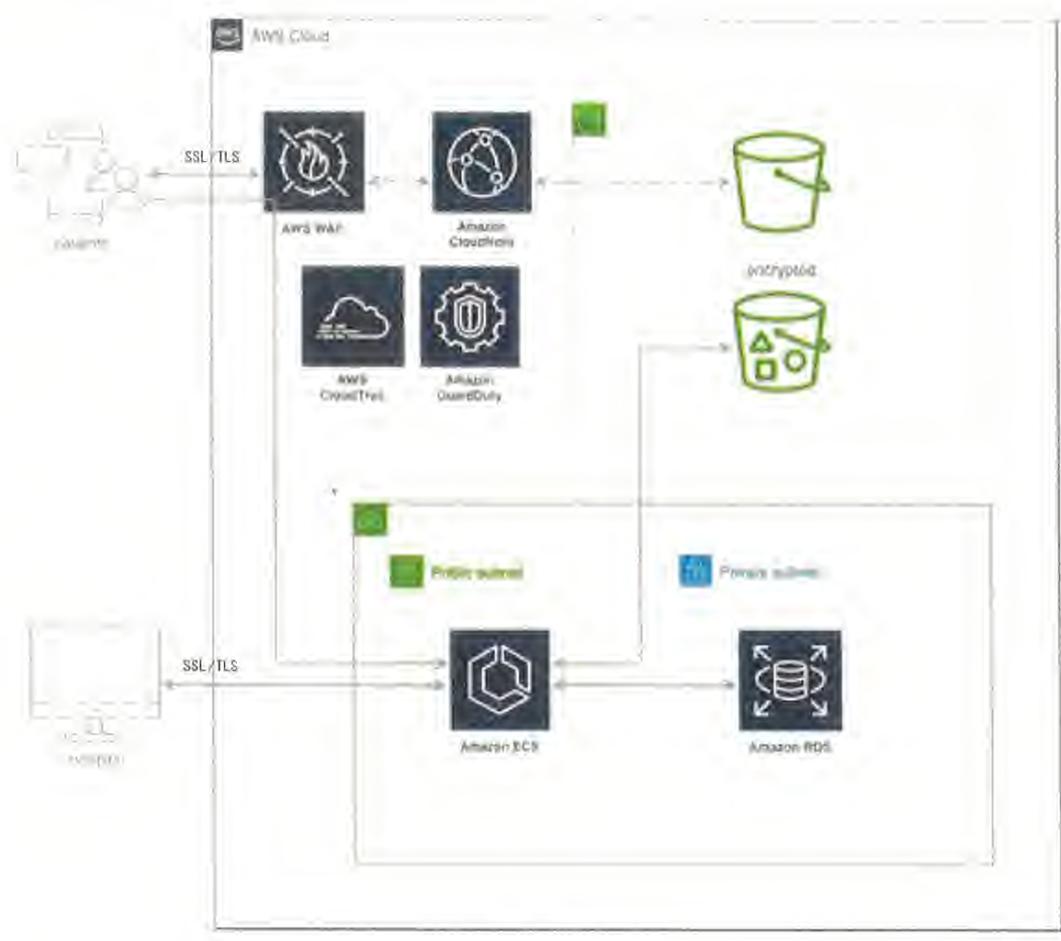
- ① 受信した個人情報および画像の管理は専用の Windows アプリケーションで行う。
- ② 保険証・医療証の画像は受信時に設定されたプリンタから自動で印刷される。
- ③ 患者から削除要請が出た際には保管期間の 30 日を待たずに手動で削除する。

2. 構築するシステムの構成図

システムのセキュリティについて

- ① IPA「安全なウェブサイトの作り方」改訂第 7 版に準拠。脆弱性診断に IPA 推奨の OWASP ZAP を用いる。
- ② AWS の Web Application Firewall を利用し悪意ある攻撃（DDoS 攻撃・インジェクション攻撃）を防ぐ。

- ③ AWS の Guard Duty を利用し、不正なアクティビティの検知を行うことで、AWS 環境および AWS アカウントを保護する。
- ④ AWS のサーバーは日本国内（大阪）に設定。





(様式4)

こ家第7287号
令和4年3月31日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
要保護児童等に関する情報共有システム
- 2 システムの概要
LGWAN 上でサービスを提供する、Web 形式のサーバシステムであり、転居した際の自治体間における引継ぎ等を効率的・効果的に行うこと支援することが必要であることから、全国的な規模で都道府県間の情報共有を行うことを前提としたものである。児童相談所（都道府県）及び市町村が作成し管理を行っている児童記録票について、本システムにおいて自治体間での情報共有を可能とすることにより、発生した児童虐待事案の対応に当たって必要な情報収集を行うことが容易となる。こうした情報共有に当たって、本システムに児童記録票の各項目の情報を記録できる。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年4月1日から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関（所属の名称）
こども家庭局家庭支援課

(様式3)

企デ第5076号の2
令和4年3月31日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名(システムの名称)

要保護児童等に関する情報共有システム

2 システムの概要

LGWAN上でサービスを提供する、Web形式のサーバシステムであり、転居した際の自治体間における引継ぎ等を効率的・効果的に行うこと支援することが必要であることから、全国的な規模で都道府県間の情報共有を行うことを前提としたものである。児童相談所(都道府県)及び市町村が作成し管理を行っている児童記録票について、本システムにおいて自治体間での情報共有を可能とすることにより、発生した児童虐待事案の対応に当たって必要な情報収集を行うことが容易となる。こうした情報共有に当たって、本システムに児童記録票の各項目の情報を記録できる。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和4年4月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

こども家庭局家庭支援課

(1) システム構成

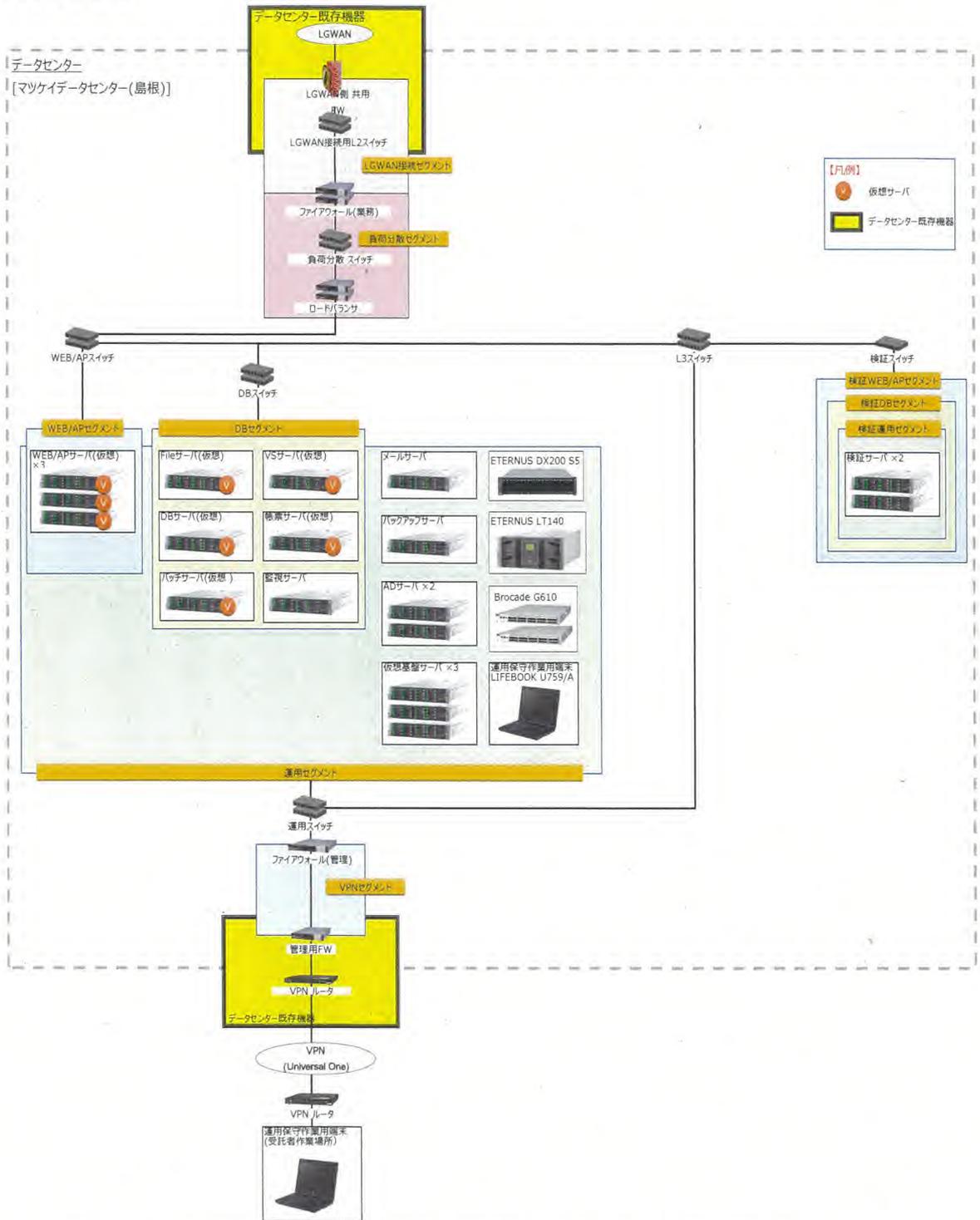
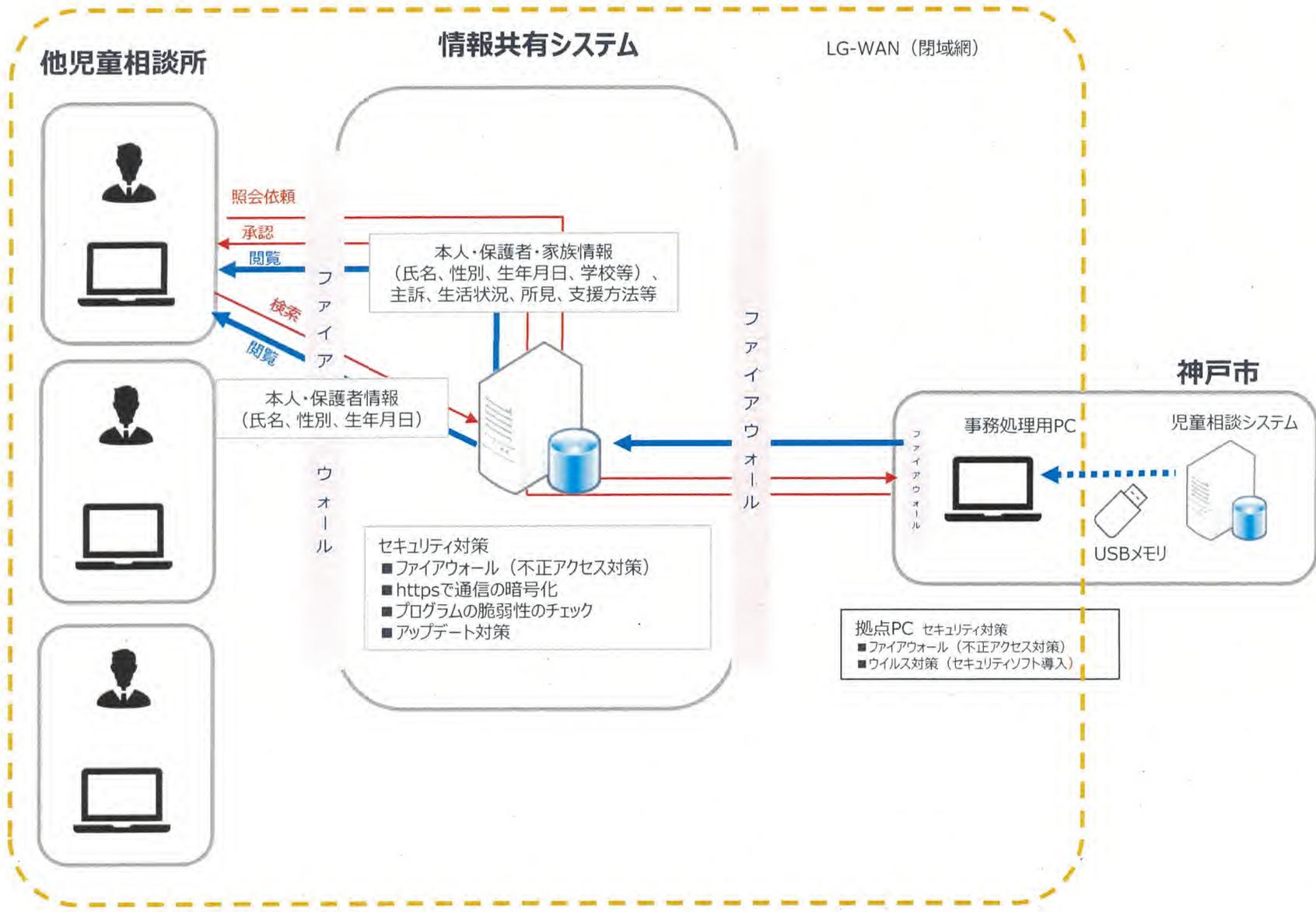


図 1. 1-2 要保護児童等に関する情報共有システムネットワーク構成

全体概要図

← データの流れ



(様式4)

神教委特第121号
令和4年4月1日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市教育委員会
教育長 長 田



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

特別支援教育課業務についての全庁ファイルサーバ利用

2 システムの概要

特別支援教育課における教育相談、学級編成、特別支援教育就学援助、教育課程・教科書、支援・医療的ケア支援、進路、特別支援改修備品業務について全庁ファイルサーバを利用する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年4月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10、条例11条第2項第2号 類型3

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課

(様式3)

企デ第 5077 号の 2
令和 4 年 3 月 31 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

特別支援教育課業務についての全庁ファイルサーバ利用

2 システムの概要

特別支援教育課における教育相談、学級編成、特別支援教育就学援助、教育課程・教科書、支援・医療的ケア支援、進路、特別支援改修備品業務について全庁ファイルサーバを利用する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 4 年 4 月 1 日から

6 適用させる類型事項

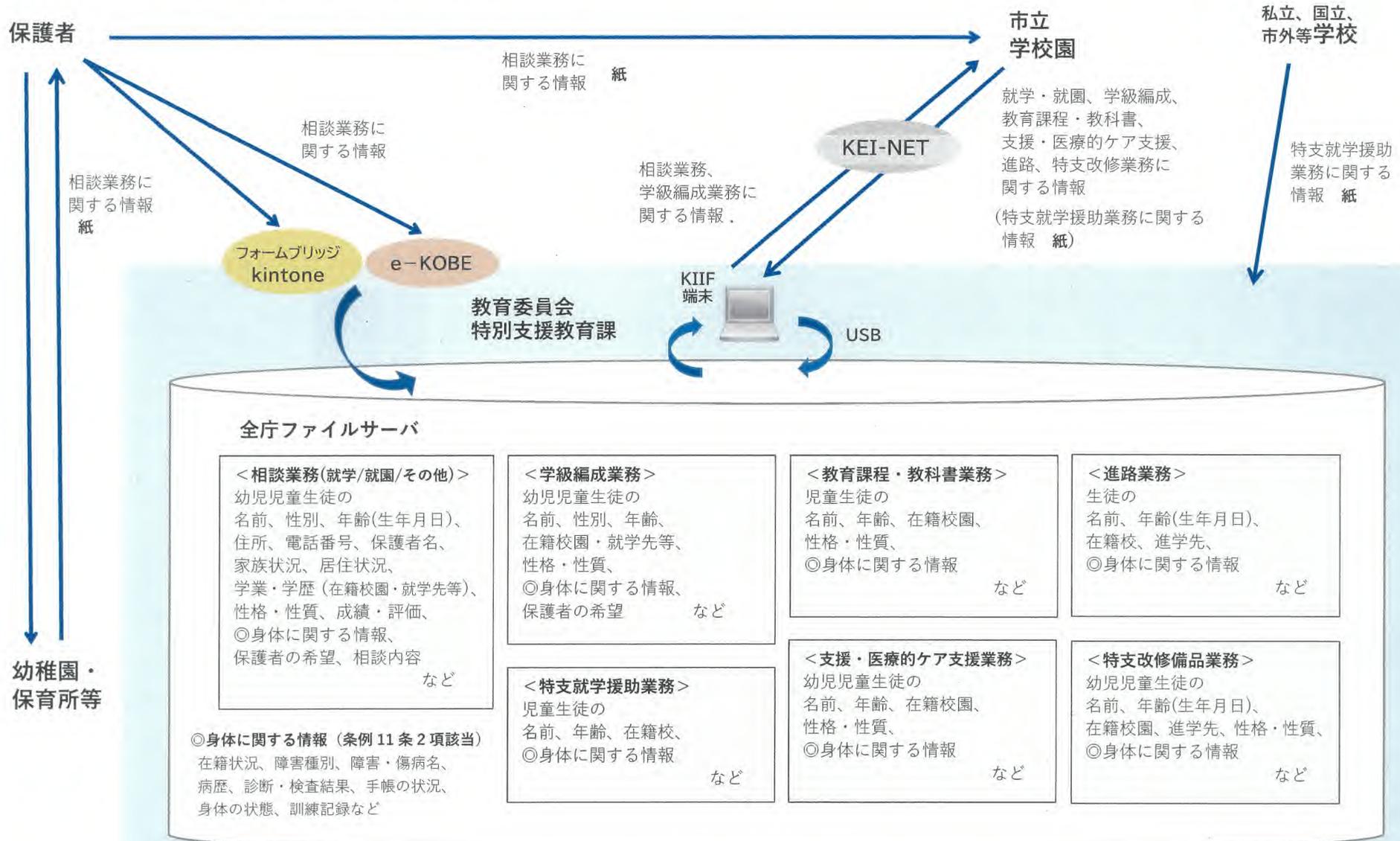
新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10、条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

教育委員会事務局学校教育課特別支援教育課

特別支援教育課業務についての全庁ファイルサーバの利用



※ 上記個人情報は、全庁ファイルサーバの個人情報管理用フォルダに保存し、特定の職員のみアクセス権限を設定して管理する

※ ◎の情報について、条例11条第2項第2号 類型3に該当し、情報セキュリティ責任者の副申を添えて、審議会への報告が必要